



もくじ CONTENTS

- ・分権時代の自治体戦略 ～茨城県の挑戦～

茨城県副知事 上月良祐…………… 3

- ・「わがまち・わがむら」

城里町長 阿久津 藤 男……………23

【資料】

- ・平成 20 年度市町村普通会計決算の概要について 茨城県……………24
- ・平成 20 年度市町村公営企業決算の概要について 茨城県……………30
- ・平成 20 年度市町村健全化判断比率等の概要について 茨城県……………37

編集後記……………47

白ページ

分権時代の自治体戦略 ～茨城県の挑戦～

茨城県副知事 上月良祐

1. 国と地方の役割分担と財源配分

今日は限られた時間ではございますが、「理論」というよりは私が今まで色々と「実践」してきたことを、皆さんが社会に出て働かれる時の参考となるようお話ししていきたいと思いません。

皆さんは、国と県や市町村といった地方自治体の役割分担を考えたことはありますか。

外交や防衛、年金などは国が全て担っていますが、そういったものも含め行政全体についていうと、59%は地方が、41%は国がやっています【資料P 12】。例えば、学校教育は地方がかなりの部分を担っています。道路や空港といった国土開発は地方が7割ほどです。福祉や衛生といった民生関係は2対1で地方が担っている部分が多いです。

【資料P 13】のように、住民生活に直結する仕事の多くは地方が担っています。しかし、この具体的な区分は決して固定的なものではありません。毎年、国と地方の取り合い、あるいは押し付け合いがあって決まっているのです。例えば、新型インフルエンザのように新たな事態が起これば、国と地方の協議に加え、国の中では財務省と総務省、厚生労働省と総務省などの協議・やり取りの中で極めて動的に決まっているとことを頭の隅に置いてもらいたいと思います。

行政主体は、国、県、市町村とありますが、どこが一番大切だと思いますか。

もちろどこも大切ですが、これからは市町村の時代です。国も県も大切なのですが、市町村は一人の首長の下「総合行政」をやっているのです。県は広域補完であり、市町村があつての県なのです。市町村ができないことを補完するのが県であるといえます。また、国も各大臣の下、各省庁が縦割りでそれぞれの分野を分担しています。

市町村が、住民にもっとも身近な行政主体として、いろいろなツール、権限、事務を持っていることが、総合行政を的確に進めていくためにも好ましいのです。単一の事務や権限では住民ニーズにうまく応えられない場合であっても、様々なサービスを組み合わせれば柔軟に対応していけることもある訳です。逆にいうと、市町村はそれだけの責任もあるし、それだけの人材を揃えていかなければいけないということになります。これからは市町村の責任はますます重くなりますが、それは仕事が一番面白くなるということでもあるのです。

また、仕事の分担がどうであれ、仕事をする上ではお金が無いと何もできません。

【資料P 14】でお金の流れを見ると、国民全体の租税が約9.3兆円あって、これが国税と地方税に5対4の割合で分かれます。さらに国から地方交付税という形で地方に財政移転されます。この地方交付税というのは、義務教育や道路整備など全国的に一定の水準の行政を担保するために財政力の弱い自治体に国が交付するものです。見た目には補助金と似ていますが、東京から北海道や九州まで財政力には大きな格差があるので、一旦国税の形で全国から集めたものの一定割合が自動的に地方に配分されるもので、地方固有の財源です。その点で、国のお金を国が配る補助金とは根本的に性格が異なるのです。

さらに、国から補助金が地方に配られて、歳出の時には国と地方が2対3の割合でひっくり返ることになります。

ここでいくつかの問題が生じます。国から地方への財政移転の過程に問題があるのです。

つまり、地方からは「交付税下さい」、「補助金下さい」と国に行くことになってしまいます。国の役所に行って頭を下げてお願いをしているうちに、なんとなく上下の関係が生じてしまうのです。

私も、自治省（現総務省）交付税課で交付税を配る仕事をしていましたが、たしかにお金を配ると有り難がられます。県の総務部長という現在の立場で国の交付税課に行けば「いつもお世話になっております。ありがとうございます」と口をついて出てしまいます。

国の役人の中には、言われているうちに「俺は偉くなっているじゃないか」と勘違いする人が出てくるのです。

地方交付税や補助金が、国と地方の関係において上下の関係の温床や起因になるのはおかしいと思います。

それではどうしたらいいのでしょうか。

実は簡単なのです。それには、最初から国税と地方税の配分割合を変えればいいのです。最初から地方税として地方に渡して（税源移譲）、その代わりに補助金も削ればいいのです。

ただ、単純に税金を地方にシフトすると、もともと豊かな東京だけがさらに税源が増えてしまい、他の道府県では増えにくいといった問題があり、その点工夫が必要ですが、いずれにしても税源を国税から地方税に移して、その代わりに補助金も削ることにすればいいのです。そうすることで、補助金の獲得に力を注ぐのではなく、自らの財源をもっと効率的に、効果的に使おうという知恵比べ、即ち、地域間競争も促進されるのです。

地方はずっとこのことを主張していますが、これまで国の役所の抵抗もありなかなか達成できておりません。

2. 地方分権の流れと三位一体改革

次に地方分権のこれまでの流れですが、これは大きく分けると3つの時期に分かれます。【資

料P 15】

まず、平成7年から平成12年4月までの地法分権一括施行までの間、第1期改革と呼ばれている時期です。このころ「機関委任事務制度」の廃止がありました。

機関委任事務制度は変な制度で、いわば都道府県を国の出先機関のように扱える制度でした。大臣が知事を部下のように扱える制度でしたが、これはおかしいと改めたのがこの時です。

国と地方が「上下の関係」から「対等の関係」へと変わったと言われる由縁です。

しかしながら、実際にはまだまだいろいろな関与が残っており、対等の関係というには程遠い状況です。まあ、国の方も少しは地方に気を使うように？なってきたといった感じは出てきていますが。何かお願いするときも「助言」と言ってみたり、ちょっと腰を引き気味に言ってみたりとか、少しは気を使うようになってきてはいます。

それから平成13年4月から平成16年11月までの、小泉総理の時代です。

小泉改革の一環で、「地方にできることは地方に、民間にできることは民間に」と小泉総理が唱えていた時期です。この時期に「三位一体の改革」というものがあって、地方交付税が大きく削られました。地方にとっては正直辛い改革というか、ダメージの多い改革であり、現在、地方の財政が苦しいのは、この影響が非常に大きいのです。

その後、平成19年4月から始まって現在も進みつつある、これを第2期改革と呼んでおりますが、「義務付け・枠付け」の見直し等を行おうというものです。先日(平成21年10月7日)、地方分権推進委員会の第3次勧告が出されました。政権交替後、どう扱われるかは分からない面がありますが、重要なものはすぐ実施するとされていますので、法律改正も近々なされるのではないかと思います。

どういう改正がなされるのかといいますと、例えば、保育所を建てる時に一人あたりの面積が何平方メートル以上無いとダメだとか、どこかに道路を作る時に歩道は何メートル以上無いとダメだとかいう全国一律の規制があります。そういったものは最低基準だけ定めて、後は条例で自治体が自由に設定できるようにすべきではないかということになってくるのです。

こういう改革は地味ですが、とても重要な変更です。

本格的な多様化、自由化の入口ということであり、自治体の側にも大きな責任が生じてきます。何故うちの歩道は1メートルでいいか説明しなければならなくなってくるので、これまでは国が1.2メートルと言えば、1.2メートルにすれば説明はいらなかったのが楽でしたが、これからはその説明が必要になってくるのです。地方議会や県民・市民の皆さんに説明、説得して、みんなが納得した上で進めていかなければなりません。

第1次の時も第2次の時もそうですが、だんだん権限委譲が進んできており、自治体としては自分でやれる仕事の範囲が広がってきています。その上、今後は、移譲された仕事についても、自ら決定すべき点について判断し、説明していく能力が求められるのです。

ここで、先ほどの「三位一体の改革」について少し説明します【資料P 16】。

簡単にいえば、先程言いましたように、国から地方へ税源移譲して、その分補助金を減らせばいいじゃないかという話なのです。本当は税源移譲と補助金削減の「二位」一体でよかったのですが、なぜだか同時に地方交付税も減らされてしまいました。

結果、税源移譲は2兆円ありましたが、一方で補助金は4兆円も減らされてしまいました。これだけでも2兆円マイナスなのに、おまけに地方交付税も5兆円も減らされたのです。これにより地方財政は大変厳しくなり、自治体にとっては辛い改革となってしまいました。

既に決まってしまったことなので仕方がない面はありますが、削られた地方交付税の復元に一生懸命取り組むとともに、とにかくこれまで以上にコスト意識を持ちながら、徹底した行革のチャンスだと前向きに捉えてやるしかありません。

この経緯からも解っていただけたと思いますが、国と地方の関係においては、財源や権限を巡って双方の意見は対立してきており、毎年のように厳しい折衝を繰り返してきているのです。

3. 市町村合併と道州制

次に市町村合併ですが、「平成の大合併」により本県でも市町村合併が結構進んでおりまして、85あった市町村が44に再編されました【資料P 17】。しかし平成11年に本格的に合併が動き出す前はほとんど動きがありませんでした。合併は必要という総論賛成ではあっても、各論としての実際の動きはなかなか進んでいなかったのです。

明治、昭和と合併を繰り返してきて、現在は情報通信手段が非常に発達し、道路だってとてもよくなり、交通の便も格段に良くなったので、自治体ももう少し大きな規模でもいいのではないかと、むしろその方がコストをかけずにより質の高い行政ができるのではないかとということで、新しい合併推進法もできて、一気に市町村合併が進んだのです。

茨城県では明治21年には市町村が2000以上あったのが明治の合併で380程度に減り、昭和の合併で100を切り、だんだん減ってきて今は44になっています【資料P 18】。

合併によって市町村は組織にスケールメリットが出たので、男女共同参画などといったこれまで十分に対応できていなかったところに専従の人を配置したり、退職後の新規採用を抑えるなどしてより効率的に仕事ができるようになってきています。

一方、現在の都道府県制度を道州制に変える動きは民主党政権下では当面は動きが止まることになるようです。

例えば全国を9つの道州に分けるとしたら茨城県は北関東信越ということで、新潟県とか長野県まで入ることになります【資料P 19】。これは従来からの概念からすると、もう自治体という感じではありません。11の道州だと北関東3県に埼玉県と長野県が入ります。13の道州でも一緒です。

多くの人々に関心を持ってもらうためにこのような区割りのたたき台のようなものを出したということなのですが、ある意味で議論としては本末転倒であると言わざるを得ません。本来

であればまず道州と国との関係、つまり、どのような国の形を目指すのかということをもまずは議論すべきです。

道州制にするのであれば国から道州に徹底的に権限を委譲し、国は外交とか防衛とか国の存立にかかわるようなことに限っていくようにしていかないとはいけません。しかしながら、実際に北海道でモデル的に行った特区では、国はほとんど何も権限を離さずに、いくつか細かい権限を委譲しただけでした。

道州制を進めるのであれば思いきって権限を委譲して、この国のあり方を根底から考え直すつもりで進めていかないと、都道府県が合併したのはいいけれど、結局は何も変わらなかったということになってしまいます。とりあえず進めてみればいい、といった考えには、例えば、州都を決めるのにかかるであろう膨大な労力などを考えると直ちに賛成はできません。そういう訳で、今はこの道州制はちょっと遠いことのような感じがしなくもないですが、ひょっとすると10年後にはもう道州になっているのかもしれない。

例えば、私が就職した20年前にメガバンクは10数行ありましたが今は3つです。国の省庁も20いくつかありましたが今は1府12省庁と約半分になりました。

どちらも想像すらできなかったことです。

だから10年後がどうなるかなんて誰も分からないのです。10年後がどうなるかと想像するのはではなく、10年後にはどういう国にしたいのか、どういう町にしたいのかを考え、議論し、そうなるようにしていく、そのことの方が何倍も重要だと思います。

皆さんもどこかの会社に就職されると思いますが、退職されるまでその会社がずーっとそのままであるかどうかは全然分からない時代になっています。でも自治体についていうと、どのような形態になってもやはり一番大切な住民自治はきちんと守りながら、少子高齢化の低成長時代にあって、極力コストがかからないようにやらなければならないということには変わりはありません。

4. 構造改革特区

もう一つ大きな制度改革がありました。「構造改革特区」という制度です【資料P 20】。

これは平成14年度から始まっていますが、これもいわゆる小泉構造改革の一環でした。実情にそぐわない国の規制を地域限定で緩和してみようという制度です。

地域限定で緩和して、そこでやってみて問題がなければ全国に展開していこうということでやってきています。例えば、学校の天井の高さは3メートルと決まっていたらしいです。どこかの市町村が日照権の関係があるので天井を2.7メートルにしようとしたら30センチ低いので文科省にダメだと言われました。文科省は子どもの成長に問題があると言ったらしいのです。結局、このケースは、海外の例なども参考に特区が認められました。

今では1000くらいの特区がありますが、これは小泉総理になる前は絶対できないと言われ

ていた制度なのです。

私の知る限り、規制というのは日本全国一律でない憲法に違反するような議論が霞ヶ関ではなされていました。それがいきなり変わったのです。かえってこの方がいいということになったのです。

変といえば変ですが、このように、理屈は後から付いてくるようなところが世の中に出るとままあります。法律を大学で勉強している時にはなかなか理解できないかもしれませんが、決断というものは政治の先生方がされることであって、それを支えるため、後から理論的な整理がなされるといったことがあるのです。

また、特区は「この規制はおかしい」と誰でも申請ができる制度です。例えば大学に関することでおかしいと思ったことがあって法律の規制があったとすれば、そういうものには特区を申請してください。おかしいと思ったことが規制緩和できてしまうのです。やる気があれば、誰でも社会を変えられる制度なのです。

自治体で働く職員にも話をしますが、そういう目で見ればたった1人でも制度を変えられる、とても重要な制度なのです。これまでは全国一律でないダメだと、霞ヶ関に言われたら従うしかなかったことが、この特区でどんどん提案できてしまうのです。

5. 自治体のこれから

さて、このように、権限も下りてきて、合併により体制も整ってきて、そして「特区」といった武器も手にしたような状況で、これからの自治体は何を考えていかなければならないのでしょうか。

それは、少子高齢化時代になっていますので、とにかくまずは「選択と集中」なのでしょう。これは、財源や人材などの限られた資源をどのように配分するかということを選択で、そこに集中投資するということです。ただ、「集中」するためにどこかの予算や人員を減らせば、減らされた分野の関係者には大きな影響があります。ですから、選択し、集中する時には、まず決断が求められますが、決断に際してはできる限り広く公平にあらゆる情報に耳を傾け、それらを基に決断したら、その内容や理由を丁寧に説明して説得していく責任が生じるのだと思います。

その前提として、信頼を得るためには、決定過程が透明で、あらゆるものがきちんと見えることが必要です。

いかに丁寧に説明されても、信頼のおけない人の説明に納得することは難しいでしょう。パイが広がらないこの時代には、決断を納得してもらうには、なおさらそのことが大切になってくると思います。

また今後は、自治体の自立性、あるいは自律性といったことがとても重要になります。何でもやりたいことができるわけではなくなるので、得意分野や重点施策を選んで集中投資しなけ

ればなりません。もちろん、それには先ほども言ったように、決断も必要だし、説明責任も必要になってきます。

その他にも今後の発展のためには効率性、創造性がキーワードといえるでしょう。

さらに、先ほどの選択と集中の反対になるかもしれませんがバランス感覚も大切です。うちは金がないから下水道はやりませんということでは困ります。国は住民から遠いので、ちょっと乱暴なことやってもなかなか伝わりにくいところがありますが、自治体は住民に近いので、乱暴なことをやればすぐに住民生活に影響がでできます。

そういう意味では、やはりバランス感覚、全体を見るような感覚がとても重要になってきます。これをやるのが首長さんであり議員の先生方ではありますが、もちろんそこで働く職員も一緒になって情報や住民の方々の意見を集め、それらを基に常に考え続けておかなければいけません。

私は県庁や市町村の職員のいいところは真面目なところだと思います。言われたことは真面目にやります。

一方で、悪いところは、これは人間なら誰もそうなのかもしれませんが、自分に不利なことは進んでやらないことです。国の役人も同じです。そこを壊すのは、やはり国民から選ばれた政治家しかないと思います。

例えば、外国との自由貿易交渉において、経産省の立場では日本は工業製品を輸出したい、相手国は農産物を日本に輸出したいですよね。その場合、国内農家を守る立場の農水省は困ります。経産省と農水省だけに任せては交渉がなかなか進まないのです。それは役人が悪いからだけではないのですが、いずれにしても誰かが調整しなければならないわけです。恐らく役人どうしではなかなかできないし、できても時間がかかります。その辺が役人の限界なのかなという感じがします。

また、現在の役人の皆さんは、基本的に現在運用されている制度ができた後に役所に入ってきた人達なのです。

つまり、その制度が真に必要なとされ、それが創られるプロセスには関わってはいません。初めて見たものを親鳥だと思ってしまう小鳥のように、基本的な体系ができ上がった後に役人になっているので、それが当たり前だと思っているから、なかなか批判的な目で見るということができなくなっています。そういった点も今の役人の限界というか、よくないところなのだと思います。

茨城県は全国に先駆けて、地方自治体における無料職業紹介をやりました【資料P 21】。それまでは職業紹介は労働省がやるのだと、自治体にはさせられないと言われていました。しかし、そんなことはないと思いませんか。自治体と一緒にやってはいけないなんて理屈はないのです。これは国に対して主張した結果、少し制度が改正され緩和されました。

他にも、高速道路の本線直結型のETCスマートインターがあります。水戸北インターが全国で初めてのケースですが、これは橋本知事が相当頑張られたのです。国が「危ないから絶対

ダメだ」と、E T Cインターはスピード緩めて出ないといけないから本線直結型はダメだと言うのを、知事は「首都高を見てみる。本線から降りて、短い距離で一般道に出ている。できないわけがないだろう」と頑張って、それでようやくできるようになりました。

今は他にもでき始めていますが、これは国だけに任せていたらずーっとできなかったと思います。

やはり、いろいろな地域のニーズがあって、それぞれの地域がいろいろ考えて競い合える、そのことが従来の制度や慣習をブレイクスルーしていくきっかけとなるということが、分権の大きな意味であると思っています。

国というひとつの頭で考えるのではなく、2千近い自治体の「競い合い」によって更なる発展に繋がっていくことが、分権型の発展モデルなのです。

一生懸命みんなが考え、知恵を出して、それを政策に繋げていく。全国一定の行政水準を確保した上で、競争による発展が上積みされていく、それが分権型の日本の発展モデルではないかと思っています。

6. 茨城県の挑戦

最後に「茨城県の挑戦」ということですが、あるブランド調査会社によると県のイメージが47位でした。

人口も多く、鹿島には素材産業の一大集積地があるほか、日立関係を始めとして企業立地も進んでいます。さらに、景気の状態が良くない中でも、県西地区には日野自動車が進出を決めてくれるなど、企業誘致は日本一です。農業産出額も全国2位を毎年争っているような農業大県で、メロン、レンコン、干しいもなど全国1位の産出額の農産品も数多くあります。東京にも近いし、高速交通基盤も整っている。災害も少ない。他県から見れば、うらやましいことこの上ないような状況です【資料P 22】。それでも残念ながら県の「イメージ」は全国最下位だったのです。

茨城県は県民の方が自信を持って「自分の県はいい県だ」と言わない、すごく控えめな県であるように私も感じております。私自身、茨城県に来てから4年半、行革の仕事ばかりやってきていましたが、つい先日から、東京の有名な方のところに行って、いろいろと茨城県の売り込みをやり始めました。47位なのでこれ以上は下がりませんから、上だけを見ていくだけでも売り込んでいけるので非常に楽しいと言えば楽しいです。

私は鹿児島県庁に6年間いましたが、鹿児島県は明治維新からの県民性もあってか、みんなすごく前向きで熱意にあふれています。茨城の人はどちらかというとな然自若としているところがあって、これまではあまり積極的にやらなくてもいいだろうという感じがあったように感じます。5年前に来た時にはもう少し熱意を表に出した方がいいのではないかと思いました。

来年、「桜田門外の変」が映画化されるのですが、この映画は全部県内でロケしてくれるこ

とになったのです。それは放っておいたらただ映画会社がそう決めてくれたのではなくて、いろいろ聞いてみると、経済界の方と県庁の若手にすごく熱意ある人がいて、監督になられる方を県内でロケできそうなところを2日間くらい引っ張りまわして、泊まっていたいで、それで、監督がその情熱に、熱意にほだされて決まったということなのです。

また、「水戸の夜梅祭り」といって梅祭り期間に一晩だけライトアップをやっているのですが、これは商工会議所の若手の方がやっています。これも私は本当に素晴らしい取組みだと思っています。このように若手には熱意あふれる人がたくさんいるので、そういう人たちと一緒にあって、これからもう一歩次のステージに行けるような感じにしていかなければならないと思っています。

4年半県庁にいていろいろな問題にぶち当たる中でだんだん分かってきましたが、やはり「組織は人」です。先ほどの若手の話ではありませんが、結局は一人ひとりの職員次第なのだ強く感じるようになりました。

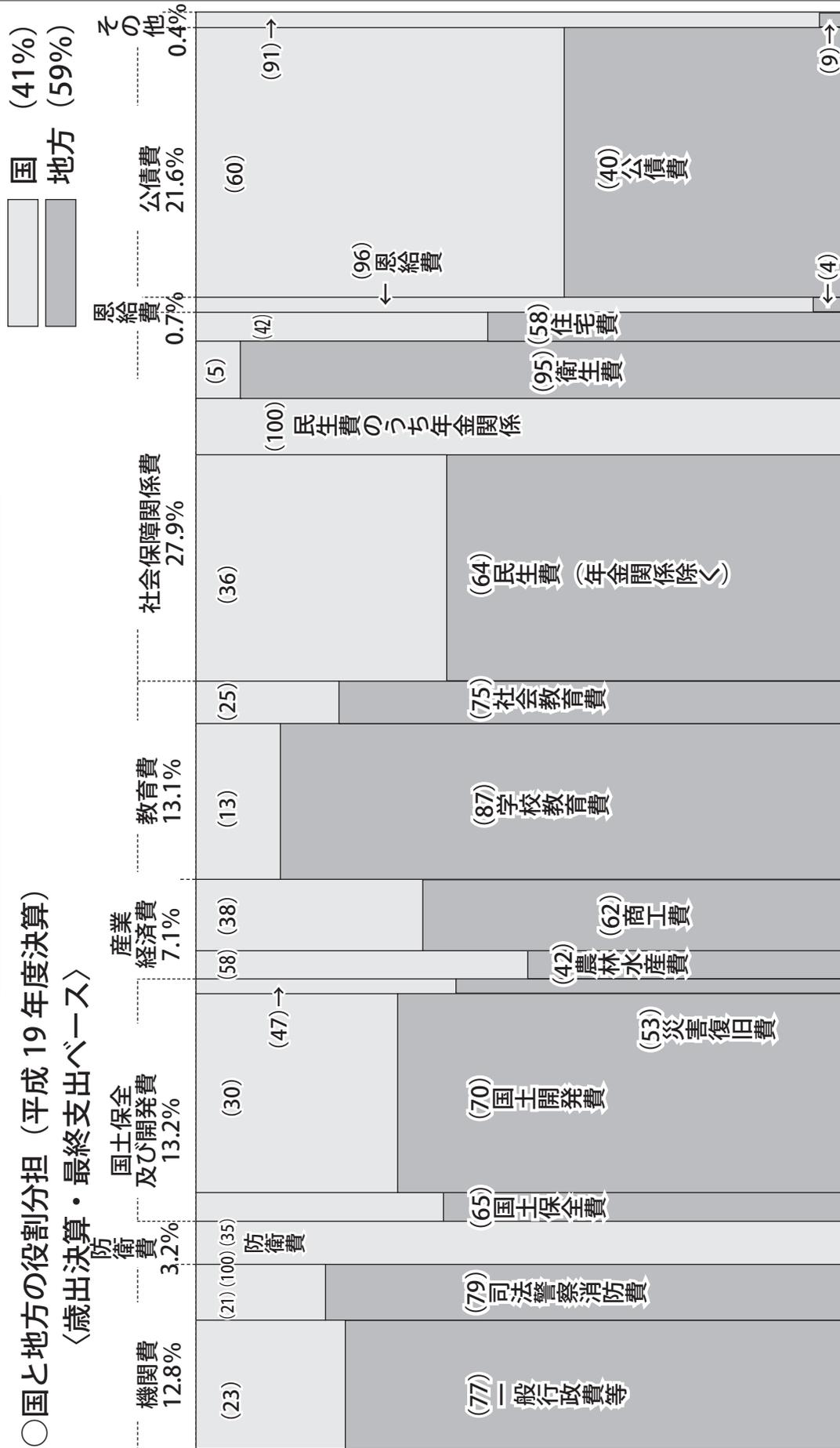
対症療法的にいくら財政問題や外郭団体問題を改革しても、職員の意識が変わらなければ、また、もぐらたたきのように別の問題が出てくるだけです。まして前向きな、新たな発展に向けた動きが本格化できる訳もありません。意識改革こそが行革の本丸であることに気づかされた次第です。

皆さんもこれから就職をされると思います。その時には茨城県庁にもぜひチャレンジしていただきたいと思います。先ほど言ったように、地方団体には権限が下りてきて、特に茨城県は大変フィールドが大きいので、本当に可能性に満ちあふれたところだと思います。皆さん方がこれからまた一生懸命勉強されて、素晴らしい職業生活と、そして人生を送られることをお祈りして、私の話を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(この論文は、平成21年10月28日(水)茨城大学での講演録に加筆・訂正したものです。)

地方行政の果たす役割

○国と地方の役割分担（平成19年度決算）
 〈歳出決算・最終支出ベース〉



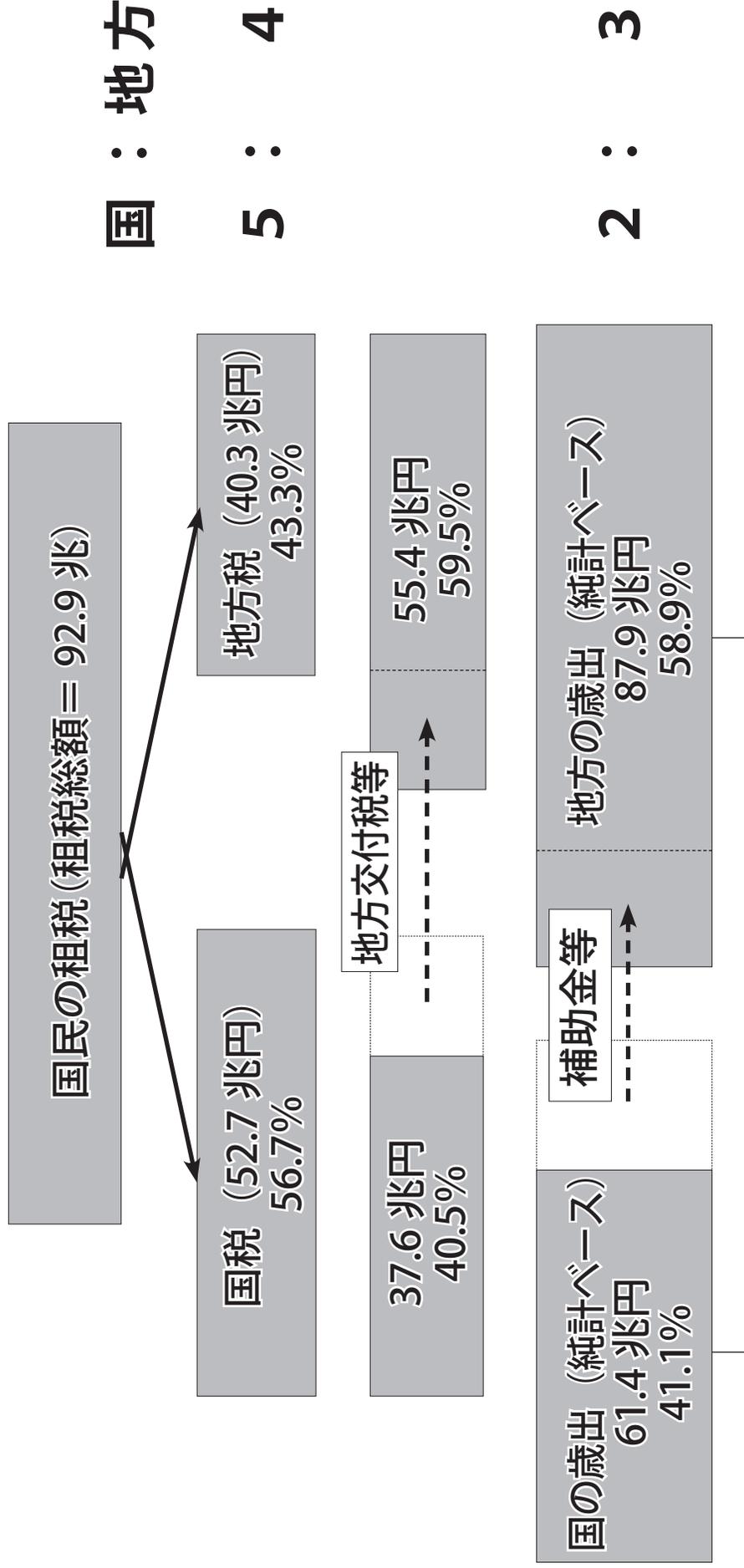
※ () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合

国と地方との行政事務の分担（例）

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	<ul style="list-style-type: none"> ○高速自動車道 ○国道（指定区間） ○一級河川 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学 ○私学助成（大学） 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許 	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛 ○外交 ○通貨 ○産業廃棄物対策
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○国道（その他） ○都道府県道 ○一級河川（指定区間） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域，調整区域決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校・特殊教育学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所 ○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察 ○職業訓練 ○産業廃棄物対策
地方	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画等（用途区域，都市建設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校 ○幼稚園 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市） 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

国と地方の税財源配分

(平成 19 年度)



地方分権の推進の経緯

- 平成5年6月 地方分権の推進に関する決議（衆参両院）
- 平成7年7月 地方分権推進法施行、地方分権推進委員会発足
- 平成10年5月 地方分権推進計画（1次、2次）閣議決定
）
- ・機関委任事務制度の廃止とそれに伴う事務区分の再構成（自治事務、法定受託事務）、権限委譲の推進、必置規制の見直し
- 平成11年3月
- 平成12年4月 地方分権一括法施行
- 平成13年7月 地方分権改革推進会議発足（～H 16.5 意見書提出）
- ・三位一体の改革や国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方について意見提出
- 平成16年11月 三位一体の改革に関する政府・与党合意
- 平成19年4月 地方分権改革推進法施行、地方分権推進委員会発足
- 平成20年5月 地方分権改革推進委員会勧告（1次、3次）
）
- ・第1次（国と地方の役割文体系見直し、基礎自治体への権限移譲の推進）
 - ・第2次（義務付け・枠付けの見直し、国出先機関の見直し）
 - ・第3次（施設の設定基準等に係る義務付け・枠付けの見直し）
- 平成21年10月

地方における三位一体の改革の影響額

補助金

補助金の見直し・スリム化（削減） △ 4兆円・・・A

税源移譲

所得税から住民税への税源移譲 3兆円
 税源移譲に伴う交付税への減 △ 1兆円

小計 2兆円・・・B

$$\blacklozenge A + B = \triangle 4 \text{兆円} + 2 \text{兆円} = \triangle 2 \text{兆円}$$

交付税

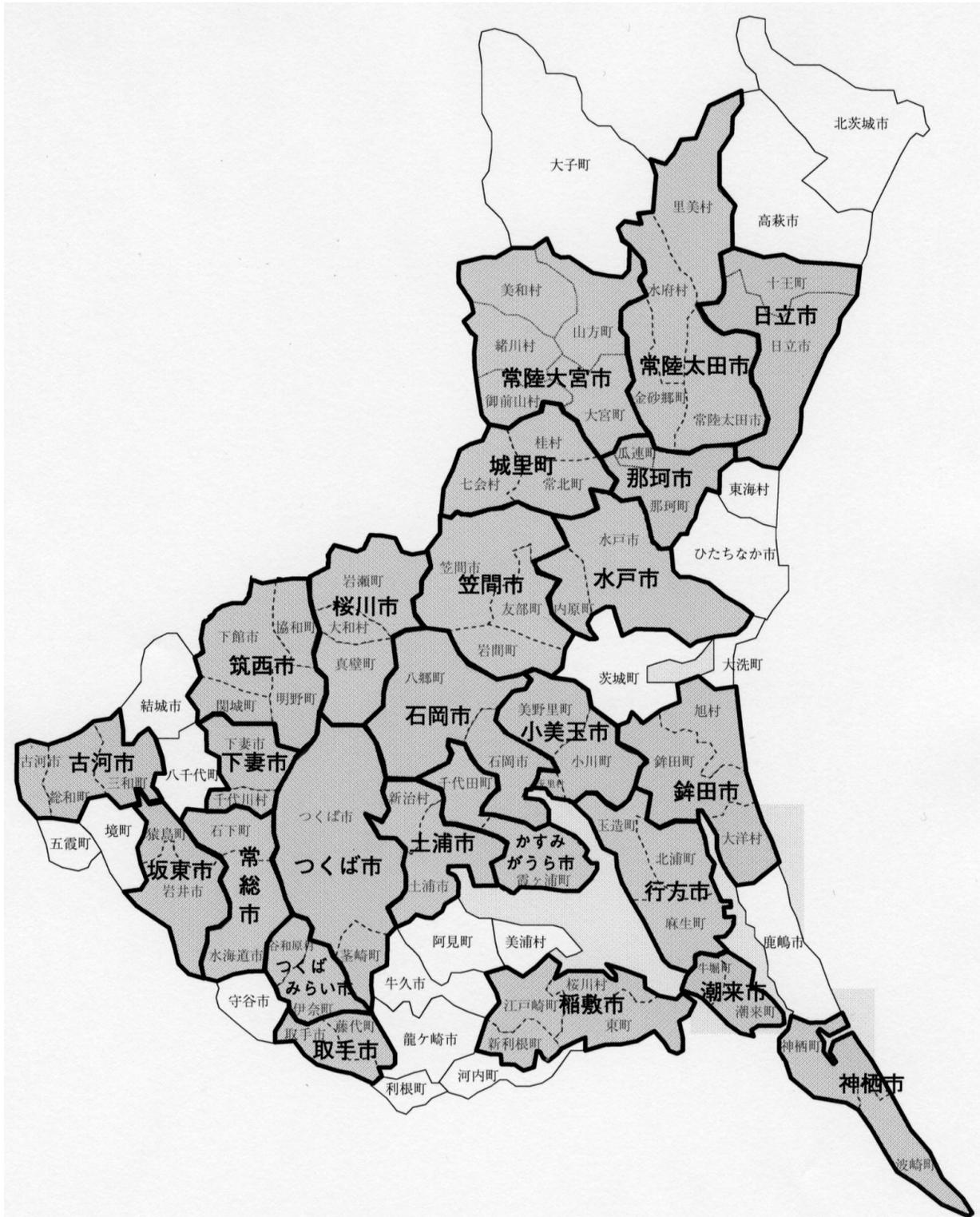
交付税総額の削減 △ 5.1兆円

税源移譲

補助金改革

交付税改革

平成の大合併後の市町村の状況

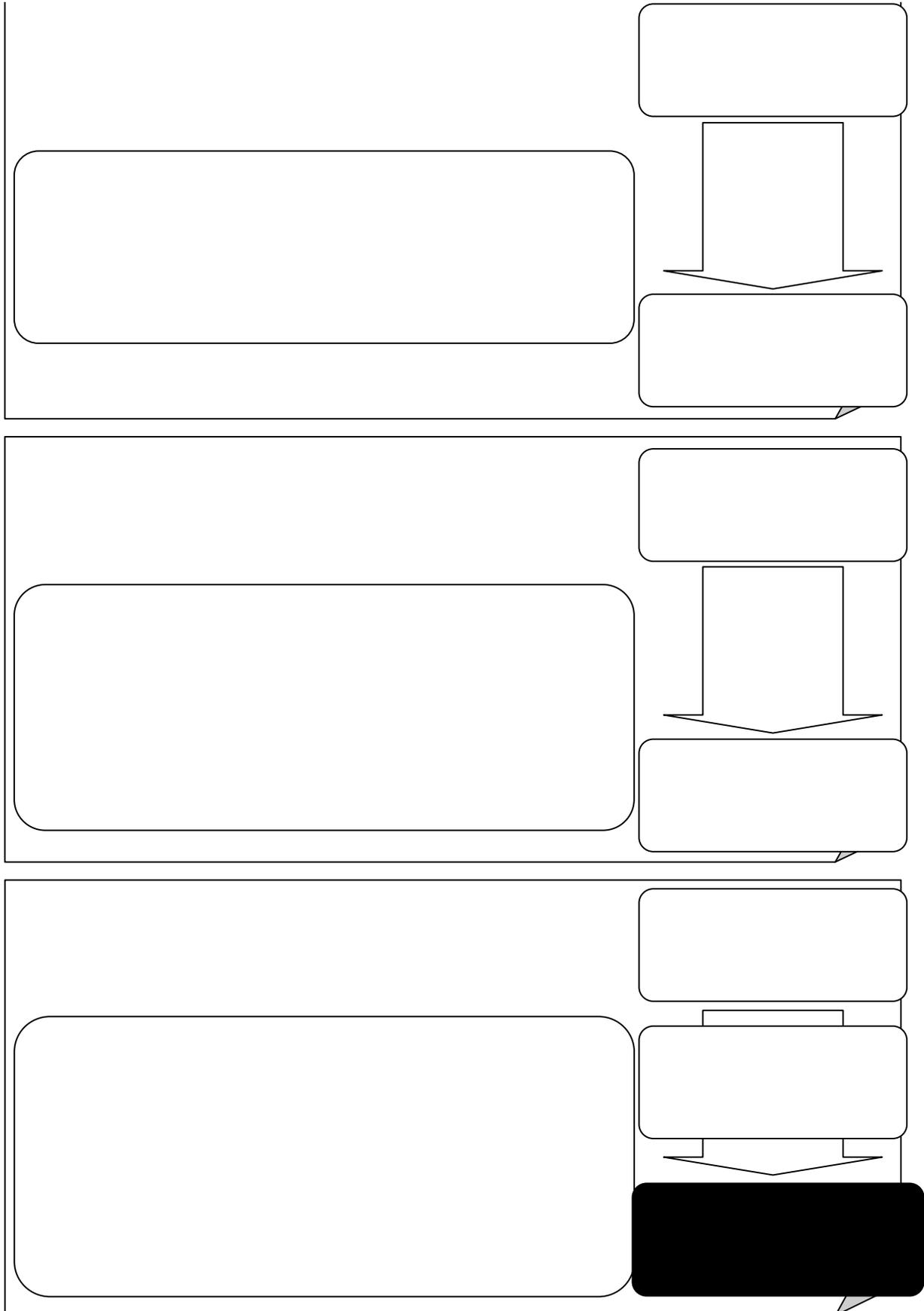


平成 11 年 3 月末の市町村数 85 (市 20・町 48・村 17)

→平成 18 年 3 月末の市町村数 44 (市 32・町 10・村 2)

市町村合併の歴史

市町村数の変遷

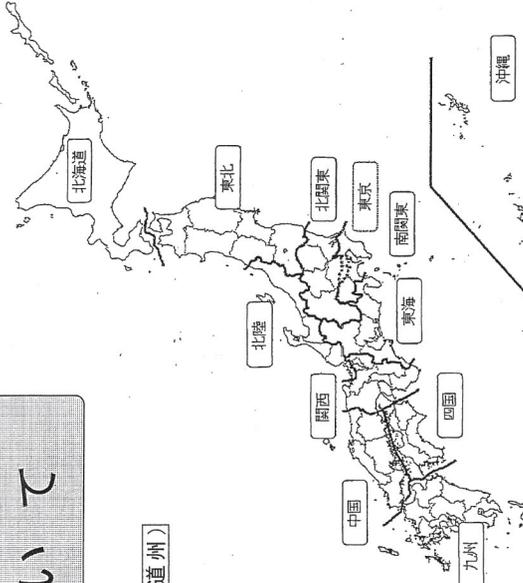


道州制について

1 道州制とは

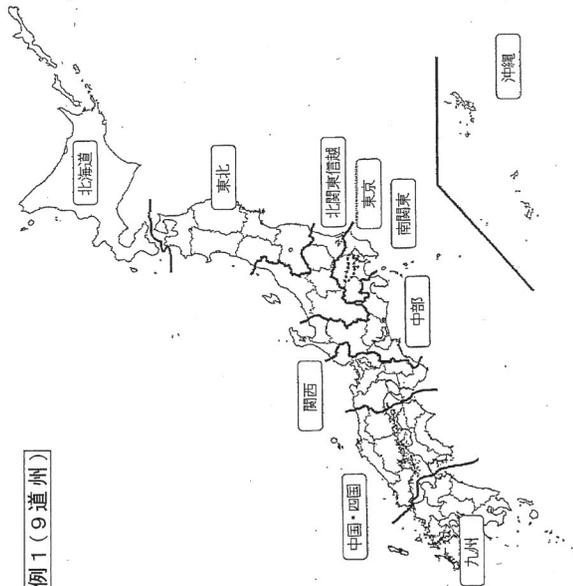
- ・ 全国を大括りのブロックに分け、現在の都道府県に代えて、「道」又は「州」を置くもの。
 - ・ 国、道州、基礎自治体の間の役割分担を体系的に見直し、国から地方への大幅な権限移譲を行うもの。
- ## 2 課題
- ・ 道州制導入のメリット・デメリットを十分に検証するとともに、国民意識の醸成が必要。
 - ・ 道州制の導入を急ぐと、地方が望む形での権限や財源が移譲されず、真の地方分権の実現がかえって遠のく。

区域例2(11道州)

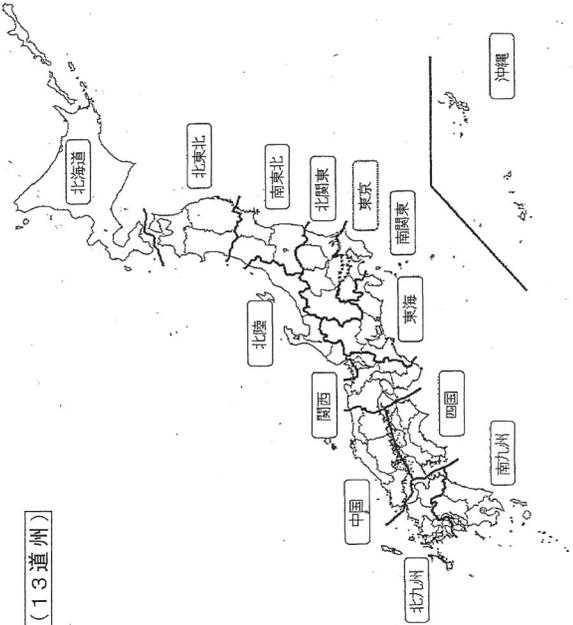


3 区域例(第28次地方制度調査会答申)

区域例1(9道州)



区域例3(13道州)



構造改革特区制度の概要

実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して緩和する制度（平成14年度～）。成功事例を全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済活性化と、地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域の活性化につなげることを目標としている。

○「どぶろく」の製造免許の要件緩和を認める特区

農家民宿や農園レストランを営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造する場合には、最低製造数量基準を適用しないこととした。

○学校の天井の高さの要件緩和を認める特区〔全国展開済〕

建築基準法令で小中学校等の天井の高さは「3m以上」とされていたが、周辺住宅の日照確保や費用の面から低い方が望ましかった。当初関係省庁は成長過程にある児童の健康への配慮から慎重だったが、海外での事例も踏まえ「2.7m」に緩和することとした。

○NPOボランティア輸送によるセダンの使用を認める特区〔全国展開済〕

公共交通機関だけで十分な輸送サービスが確保できない地域では、自家用自動車を使ったNPO等による有償運送ができるようにした。（従来はリフトやスロープ付の福祉車両を使用しなければならなかった。）

茨城県における先進的な施策の事例

施策名	内容
地域ケアシステムの展開	高齢者や障害者などが家庭や地域の中で安心して暮らしていただけるよう、介護保険の導入に先駆け、平成6年度から在宅サービスを必要とする一人一人に保健・医療・福祉関係者がケアチームを結成し、総合的な在宅サービスを提供。(平成9年度 自治大臣表彰)
放課後の居場所づくり「いばらききッズクラブ」の設置	平成18年度から、親の就労や子ども年齢の区別無く、全ての小学生を対象とした放課後の居場所づくりとして、「いばらききッズクラブ」を全国に先駆けて実施し、全ての子育て家庭を支援。
中小企業へのテクノエキスパートの派遣	中小企業からの申し込みを受け、新技術開発や生産性の向上等を支援するため、大学や民間等の専門家(テクノエキスパート)を中小企業の生産現場に派遣し、集中的な技術指導を実施。
地方自治体による職業紹介	厳しい雇用情勢の改善のため、地方公共団体の無料職業紹介事業の実施を国に要望した結果、平成15年度に職業安定法が改正され、県でも届出による無料職業紹介事業が可能となり、平成16年度に県内5ヶ所にいばらき就職支援センター及び各地区センターを設置。
本線直結型のE T CスマートI Cの設置	高速道路を有効活用し、交通の円滑化を通じて地域の活性化を図るため、平成18年に社会的実験として全国初の本線直結型のE T C専用のスマートI C(水戸北ススマートI C)を設置。通常のI Cより建設・管理コストの削減が可能。
全小中学校でのティームティーチングの設置	全ての小・中学校において、複数の教員が協力して、児童生徒に対するきめ細かな生活指導や学習指導を実施。
森林湖沼環境税の導入	県北地域、筑波山周辺の森林、平地林・里山林など身近な緑や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川など、豊かな自然環境を守るため、平成20年度から5年間、森林湖沼環境税を導入。この財源を活用し、森林の保全整備や湖沼などの水質保全のための施策を重点的に実施。

茨城の豆知識

いばらき早わかりガイド

作成日:平成21年7月1日

主要な項目

人口	2,964千人	全国 第11位(H20.10.1)
可住地面積	3,975.98km ²	全国 第4位(H19.10.1)
1人当たりの県民所得	2,843千円	全国 第18位(H18年度)
工場立地面積	1,175ha	全国 第1位 (10年間累計(H11年~H20年))
製造品出荷額等	12兆7,441億円	全国 第8位(H19年)
農業産出額	4,082億円	全国 第3位(H19年)
海面の漁獲量	191,000t	全国 第5位(H20年)
高齢者近住率(*)	82.1%	全国 第1位(H16年)
つくばの研究者数	20,739人	うち博士号保持者5,389人(H20.1)
耕地面積割合	28.9%	全国 第1位(H20.7.15)
住宅敷地面積 (1住宅当たり)	446m ²	全国 第1位(H15.10.1)
道路実延長	55,764km	全国 第2位(H19.4.1)

(*)子どもが同居、同一家庭、同一敷地及び近隣地域に住んでいる65歳以上人口の割合

産業拠点

●本県の工場立地動向

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
面積	91	128	187	165	121
ha	3	3	1	3	5
全国順位	50	48	67	92	79
件数	8	11	6	5	5
全国順位	23	27	45	47	43
件	4	1	1	1	1
全国順位					
県外件数					
全国順位					

●各産業拠点

日立	電機・機械産業等の集積	●日立製作所の協力企業を中心に約1,600社
東海	原子力研究機関の集積	●日本原子力研究開発機構 ●東京大学、東北大学、茨城大学など ●大強度陽子加速器(J-PARC) ●世界で2基 ①H20年12月稼働 ●ハイオク、ナノテクなど最先端の科学技術の発展が期待される
つくば	研究機関等の集積	●独立行政法人等の関係研究機関は31機関 [全国の約1/3]
鹿島	素材産業の集積	●鉄鋼や石油化学産業等の企業158社

豊富な農林水産物

●全国に誇る主要農林水産物(H19年品目別産出額)

全国1位	全国2位	全国3位
メロン、鶏卵、レンコン、干しいも、みず菜、芝、チンゲンサイ、みつば、くり	コシヒカリ、かんしょ、レタス、ピーマン、日本なし、はくさい、ごぼう、切り枝、らっきょう、落花生、そば	豚、ねぎ、スイートコーン、にら、かぼちゃ、しそ、春菊、パセリ
あゆ、まいわし、えび類(淡水)、しらうお(淡水)、はぜ類(淡水)	かたくちいわし、さば類、こい、ふな、うなぎ	わかさぎ

(注)水産物は漁獲量で比較

●東京都中央卸売市場における茨城県産青果物のシェア(金額) → 5年連続 全国第1位(H20年)

広域交通ネットワーク等

●時間短縮効果

北関東	■県内全区間開通済・H23年度中頃開通接続予定 水戸～宇都宮1時間40分→1時間[40分短縮](※) 水戸～前橋4時間→1時間50分[2時間10分短縮](※)
圏央道	■H24年度県内全線開通目標 つくば～成田1時間40分→50分[50分短縮]
つくばエクスプレス	■H17年8月開業 つくば～秋葉原1時間25分→45分[40分短縮]
常磐線	■H25年度東京駅乗り入れ 水戸～東京86分→77分[9分短縮]
茨城空港	■H22年3月開港 水戸～羽田空港2時間30分→水戸～茨城空港30分[2時間短縮]

(※)H15「北関東自動車道地域連携調査」

- 取扱貨物量(茨城港、鹿島港)H19年:89,113千トン→H20年:89,482千トン
- いばらきプロードバンドネットワーク(IBBN)
 - 県及び県内全市町村を結ぶ2.4ギガビットの高速大容量光ファイバー網
 - 民間企業に無償で開放(H21.7.1現在90社利用承認済)

保健・福祉・医療の充実

- 県民の健康づくり
 - ◆「シルバーリハビリ体操指導士」養成
 - 養成者数 累計2,624名(H21.7.1)
- 少子化対策
 - 「いばらき出会いサポートセンター」の成婚数:317組(H21.6末)
 - 子育て家庭優待制度の実施(H19.10～) 協賛店舗数:4,688(H21.6末)
- 医療対策
 - 医師確保支援センターを県内に設置(H18.4)
 - 県立中央病院にCT付きPETの設置(H18.3)
 - 県立子ども病院に出生から在宅医療を含んだ退院後の生活までをトータルケアする育成支援室の設置(H19.4)

安心・安全で快適な生活環境づくり

- 安心・安全な暮らしの実現
 - 児童の犯罪被害の未然防止のため全警察署(28署)にスクールサポーターを設置(H18.4)
 - 防犯ボランティア団体:923団体、約64,400人(H21.6末)
- 地球温暖化対策
 - 茨城エコ事業所登録制度:申請数1,107事業所/登録数839事業所
 - 「茨城エコ・チェックシート」を約19万世帯へ配布
- 水質保全対策
 - 「霞ヶ浦」(湖面積が全国第2位)
 - 「第5期霞ヶ浦湖沼水質保全計画」の策定(H18年度策定)
 - 森林湖沼環境税を財源として、水質浄化対策を強化(H20年度～)

いばらきの未来を担う人づくり

- 学力向上対策
 - ◆のびのびいばらき子プラン推進事業
 - 少人数学級とT方式の組合せによるきめ細かな指導を実施
 - ◆みんなにすめたい一冊の本推進事業
 - 小学生 ●3,892人(H20年:3年間で300冊以上読んだ小4～小6の児童)
 - 53,779人(H20年:1年間で50冊以上読んだ小4～小6の児童)
 - 中学生 ●604人(H20年:1年間で150冊以上読んだ生徒)
 - 11,216人(H20年:1年間で30冊以上読んだ生徒)
- 社会性や自立性の育成
 - ◆お手伝い・ボランティア奨励事業
 - 「おてつだいちょう」を県内小学校1年生全員に配付
 - 高校生の豊かな心育成事業
 - 平成19年度から全県立高校の1年生で「道徳」を実施

全国規模のビッグイベント

イベント名	時期	場所
第47回技能五輪全国大会及び第31回全国障害者技能競技大会(技能五輪・アピリンピックいばらき大会2009)	H21.10.23～26 (技能五輪) H21.10.30～11.1 (アピリンピック)	日立市、ひたちなか市他

人気のロケ地いばらき

●主なロケ実績

作品名	主なロケ地	公開時期
NHK大河ドラマ「天地人」	県民の森他(那珂市)	H21.1.4～
映画「感染列島」	県立医療大学(阿見町)	H21.1.17～
映画「クローズZEROII」	県立土浦工業高等学校(土浦市)	H21.4.11～
映画「ディア・ドクター」	西河内市民ふれあいセンター(常陸太田市)	H21.6.27～
TBSドラマ「官僚たちの夏」	県三の丸庁舎(水戸市)	H21.7.5～
映画「20世紀少年」最終章	市民福祉センター(常総市)	H21.8.29～

●県内ロケ支援作品数

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
135作品	207作品	304作品	336作品	355作品	357作品

県内美術館等

近代美術館、つくば美術館、天心記念五浦美術館、陶芸美術館、ミュージアムパーク自然博物館、歴史館、アークワールド大洗水族館

茨城県公式携帯サイト

最新の県政情報!!満載

- 県政ホットニュース
- お知らせ・募集
- 災害・防災情報
- 救急医療案内
- 観光イベント情報 など

http://mobile.pref.ibaraki.jp

いばらき名産品プレゼント 毎月抽選でプレゼント!!

左のQRコードから応募フォームにアクセスしお申込みください。

https://www.koho.pref.ibaraki.jp/koho/iptables/



「わがまち・わがむら」

城里町長 阿久津 藤 男

城里町は、平成 17 年 2 月 1 日に東茨城郡常北町、桂村及び西茨城郡七会村が合併して誕生しました。茨城県の県央地域に位置し、県都水戸市と隣接しています。

町の北西部一帯は、御前山県立自然公園に指定されており、北端にある御前山とその裾野を流れる那珂川の織り成す光景は、関東の嵐山として古くから親しまれてきた山紫水明の地でもあります。

町の東を流れる那珂川や東西に流れる藤井川沿いの肥沃な土地では、基幹産業の農業が盛んでありますが、近年の都市化の進展や農産物の価格の低迷、農業従事者の高齢化等による後継者不足等のため耕作放棄地が増加しております。

このような農業の現状を踏まえ、遊休農地の解消と新規就農者への支援、農産品のブランド化に取り組んでおります。

城里町の特産品としては、米や茶、赤ネギ（レッドポアロー）、しいたけ、蜂蜜など多くの農産物が挙げられますが、生産量が少なく市場への流通は限られています。

これらの農産品は安全で食味のよいものばかりではありますが、付加価値の高い農産物として、多くの皆様の食卓に届けられるように農業、商業、観光が連携した体制の整備を進めています。

また、新規就農者の支援として、町内外からの意欲ある新規就農希望者を受け入れ、農業の振興はもとより、地域への定住化と農地の多面的機能の維持を図り、地域活性化に繋げてまいりたいと考えております。

今日の地方分権の進展に伴い地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し、自治体運営は自主自立化へと舵が切られましたが、小規模自治体である本町は、依然として厳しい環境に置かれています。

地方分権により増大する役割を十分に果たしていくため、地域間の連携交流をますます活発化させ、地域の実情に応じた施策を選択し、積極的に取り組まなければなりません。一方、少子高齢社会や環境問題への取り組みが、大きな政治テーマとなり、いつの時代においても自然との調和や共生は、欠くことのできない行政課題であることを改めて感じております。

城里町では、本町の持っている歴史や地域資源などを有効的に活用しながら、主要産業である農業の振興、各種産業の育成、行政サービス向上への取り組みを進め、「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」を目指してまいります。

平成20年度市町村普通会計決算の概要について

1 決算規模

- 県内44市町村の平成20年度普通会計※決算額は、
 歳入 9,919 億円（対前年度比 188億円増，対前年度比 1.9%増）
 歳出 9,549 億円（対前年度比 187億円増，対前年度比 2.0%増）
 であり、7年ぶりに歳入、歳出とも前年度決算額を上回っている。

※ 普通会計とは、一般会計と、公営事業会計（公営企業会計、国民健康保険事業会計、老人保険医療事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計等）を除く特別会計を併せたものをいう。

1) 決算規模の推移（表－1）

（単位：百万円，%）

年 度	歳 入		歳 出		全国の伸び率	
	決 算 額	伸 び 率	決 算 額	伸 び 率	歳 入	歳 出
平成13年度	1,018,258	1.4	977,372	1.6	0.3	0.5
14	993,910	△2.4	956,497	△2.1	△2.2	△1.9
15	985,400	△0.9	945,215	△1.2	△1.2	△1.3
16	983,113	△0.2	944,761	△0.05	△1.1	△1.1
17	980,040	△0.3	941,488	△0.3	△0.3	△0.4
18	975,827	△0.4	937,830	△0.4	△2.2	△2.3
19	973,088	△0.3	936,162	△0.2	0.3	0.6
20	991,932	1.9	954,937	2.0	—	—

※県内普通会計決算額は県内44市町村の単純合計であり、一部事務組合は含まれていない。

全国の伸び率は市町村の単純合計から一部事務組合と一部事務組合を組織する市町村との間の相互重複額を控除した額である。

2) 歳出の増加率が大きい団体

- ①高萩市 17.2%（主な要因）土地開発公社に対する経営健全化経費（貸付金・補助金）による増
 ②守谷市 12.2%（主な要因）URの立替施行（校舎等）に係る譲渡代金の繰上償還による増
 ③美浦村 7.6%（主な要因）美浦中学校改築事業の実施による増

増加団体数：32

3) 歳出の減少率が大きい団体

- ①稲敷市 △4.7%（主な要因）障害者自立支援センター整備事業（～H19）の終了による減
 ②筑西市 △3.8%（主な要因）明野中学校校舎整備事業（H18～H20）の縮小による減
 ③坂東市 △2.7%（主な要因）岩井中学校大規模改造事業（～H19）の終了による減

減少団体数：12

2 決算収支

- 実質収支※¹は、全団体とも黒字決算（昭和50年度から34年連続）
 単年度収支※²は 34億円の赤字。赤字団体は 25団体（赤字団体割合 56.8%）
 実質単年度収支※³は 37億円の黒字。赤字団体は 17団体（赤字団体割合 38.6%）

決算収支等の推移（表－2）

（単位：百万円，%）

年 度	実 質 収 支		単 年 度 収 支		実質単年度収支		実質収支比率※ ⁴	
	決算額	伸 び 率	決算額	赤 字 団体数	決算額	赤 字 団体数	本県平均	全国平均
平成15年度	30,838	24.9	6,122	27	8,010	32	6.5	5.4
16	30,953	0.4	5,120	27	3,538	38	6.2	5.0
17	31,866	2.9	6,474	22	2,567	21	5.7	4.8
18	32,393	1.7	515	18	6,517	20	5.6	4.5
19	31,324	△3.3	△1,069	20	2,868	22	5.1	4.0
20	27,961	△10.7	△3,362	25	3,673	17	4.9	—

※¹ 実質収支＝歳入総額－歳出総額－翌年度に繰り越すべき財源。黒字団体，赤字団体の指標となるもの。

※² 単年度収支＝H20実質収支－H19実質収支。単年度収支の赤字は，直ちに財政運営上深刻な問題があるわけではないが，赤字が連続すると将来的に実質収支が赤字になる可能性があるため，十分注意する必要がある。

※³ 実質単年度収支＝単年度収支＋財調基金への積立金＋地方債の繰上償還額－財調基金の取崩額。実質単年度収支も単年度収支同様に，赤字が数年続くことのないように財政運営上注意していく必要がある。

※⁴ 実質収支比率＝実質収支の標準財政規模に対する割合。

3 歳入

○ 特徴
<ul style="list-style-type: none"> 地方税は、世界的な経済金融危機の下、国内の急激な景気悪化に伴う企業の業績不振等により、法人市町村民税が14.9%の減となり、全体で0.4%の減 地方交付税は、「地方再生対策費」の新設による基準財政需要額の増加等により1.9%の増、地方交付税と臨時財政対策債を合算すると0.8%の増 国庫支出金は、国の経済対策による定額給付金助成費や地域活性化・生活対策臨時交付金等の交付により10.6%の増 地方債は、税収不足を補てんするための減収補てん債の大幅増や合併特例事業債の増等により11.9%の増
(前年度比で増の項目)
<ul style="list-style-type: none"> 地方特例交付金等 (+75.3%) 減収補てん特例交付金の創設等による増 国庫支出金 (+10.6%) 国の経済対策による補助金の交付等による増 繰入金 (+14.8%) 特定目的基金取崩し額の増等による増 地方債 (+11.9%) 減収補てん債や合併特例事業債の増等による増
(前年度比で減の項目)
<ul style="list-style-type: none"> 地方税 (△0.4%) 法人市町村民税の減等による減 地方譲与税 (△3.5%) 道路特定財源の暫定税率失効に伴う地方道路譲与税の減等による減 各種交付金 (△9.7%) 地方消費税交付金、配当割交付金の減等による減

歳入一覧 (表-3)

(単位：百万円，%)

	平成20年度				平成19年度			
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	455,326	45.9	△1,862	△0.4	457,188	47.0	40,929	9.8
うち市町村民税	209,780	21.1	△5,714	△2.7	215,494	22.1	34,940	19.4
個人分	155,933	15.7	3,696	2.4	152,237	15.6	28,612	23.1
法人分	53,847	5.4	△9,410	△14.9	63,257	6.5	6,328	11.1
うち固定資産税	203,449	20.5	4,127	2.1	199,322	20.5	4,388	2.3
地方譲与税	16,365	1.6	△600	△3.5	16,965	1.7	△21,213	△55.6
各種交付金	38,050	3.8	△4,096	△9.7	42,146	4.3	△18	△0.0
地方特例交付金等	4,882	0.5	2,097	75.3	2,785	0.3	△8,204	△74.7
地方交付税	132,154	13.3	2,523	1.9	129,631	13.3	△10,913	△7.8
使用料・手数料	21,680	2.2	△489	△2.2	22,169	2.3	△287	△1.3
国庫支出金	85,246	8.6	8,182	10.6	77,064	7.9	2,508	3.4
うち普通建設事業費支出金	16,541	1.7	△52	△0.3	16,593	1.7	△1,614	△8.9
都道府県支出金	47,193	4.8	1,304	2.8	45,889	4.7	3,559	8.4
繰入金	24,922	2.5	3,218	14.8	21,704	2.2	51	0.2
繰越金	35,373	3.6	△1,482	△4.0	36,855	3.8	△739	△2.0
地方債	79,549	8.0	8,461	11.9	71,088	7.3	△11,121	△13.5
うち減収補てん債(特例分含む)	3,667	0.4	3,447	1,566.8	220	0.0	220	皆増
うち合併特例事業債	22,306	2.2	2,652	13.5	19,654	2.0	2,303	13.3
その他	51,192	5.2	1,588	3.2	49,604	5.2	2,709	5.8
歳入合計	991,932	100.0	18,844	1.9	973,088	100.0	△2,739	△0.3
うち一般財源 ^{※1}	646,777	65.2	△1,938	△0.3	648,715	66.7	581	0.1

※ 「うち一般財源」とは、地方税、地方譲与税、各種交付金、地方特例交付金等、地方交付税の合計額である。

地方交付税から臨時財政対策債への振替措置による影響額 (表-4)

(単位：百万円，%)

	H20	H19	増減額	増減率
地方交付税+臨財債	157,937	156,729	1,208	0.8
地方債-臨財債	53,766	43,990	9,776	22.2

4 歳出

(1) 目的別歳出

○ 特徴

- ・ 近年は減少傾向にあった土木費及び教育費が、合併特例事業や小中学校施設改築事業等の実施に伴い増加

(前年度比で増の項目)

- ・ 総務費 (+ 2.4%) 退職手当組合負担金の負担率引上げに伴う増等による増
- ・ 民生費 (+ 1.8%) 後期高齢者医療事業会計繰出金の増等による増
- ・ 土木費 (+ 5.4%) 合併特例事業の増等による増
- ・ 教育費 (+ 8.2%) 小中学校施設改築事業の実施等による増

(前年度比で減の項目)

- ・ 議会費 (△ 6.6%) 議員定数の削減等による減
- ・ 衛生費 (△ 3.9%) 筑西食肉衛生組合(H19解散) 精算負担金の減等による減
- ・ 消防費 (△ 2.9%) 消防庁舎建設事業の終了等による減

(歳出に占める割合の高い費目)

- ① 民生費 (25.9%)
- ② 総務費 (14.8%)
- ③ 土木費 (14.7%)
- ④ 教育費 (13.2%)
- ⑤ 公債費 (12.1%)

目的別歳出一覧 (表-5)

(単位: 百万円, %)

	平成20年度				平成19年度			
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	増減額	増減率
議会費	8,956	0.9	△629	△6.6	9,585	1.0	△1,781	△15.7
総務費	141,736	14.8	3,264	2.4	138,472	14.8	3,387	2.5
民生費	247,452	25.9	4,374	1.8	243,078	26.0	10,141	4.4
衛生費	80,304	8.4	△3,266	△3.9	83,570	8.9	△458	△0.5
労働費	934	0.1	97	11.6	837	0.1	△22	△2.5
農林水産業費	31,048	3.3	△436	△1.4	31,484	3.4	△3,611	△ 10.3
商工費	14,037	1.5	297	2.2	13,740	1.5	△332	△ 2.4
土木費	140,607	14.7	7,178	5.4	133,429	14.2	△5,343	△ 3.9
消防費	47,599	5.0	△1,439	△2.9	49,038	5.2	1,444	3.0
教育費	126,124	13.2	9,511	8.2	116,613	12.5	△5,385	△4.4
災害復旧費	112	0.0	△75	△40.1	187	0.0	△95	△33.6
公債費	115,205	12.1	△374	△0.3	115,579	12.3	339	0.3
その他	823	0.1	273	49.6	550	0.1	48	9.5
歳出合計	954,937	100.0	18,775	2.0	936,162	100.0	△ 1,668	△ 0.2

(2) 性質別歳出

○ 特徴
<ul style="list-style-type: none"> 合併特例事業や国の経済対策による交付金を活用した単独事業への取組等により、普通建設事業費が12年ぶりに増加
(義務的経費 (+ 0.4%))
<ul style="list-style-type: none"> 人件費 (△ 1.1%) 職員数の削減による職員給の減等による減 扶助費 (+ 3.7%) 障害者自立支援事業費や生活保護費の増等による増 公債費 (△ 0.3%) 繰上償還に伴う地方債現在高の減少等による償還額の減
(投資的経費 (+ 7.2%))
<ul style="list-style-type: none"> 普通建設事業費 (+ 7.3%) 合併特例事業や地域活性化・生活対策臨時交付金等を活用した単独事業の増等により12年ぶりの増
※ ただし、決算規模はピーク時の約4割の水準 (H5: 2,831億円→H20: 1,182億円)
(その他の経費 (+ 2.4%))
<ul style="list-style-type: none"> 積立金 (+16.0%) 財政調整基金や特定目的基金積立金の増等による増 貸付金 (+22.8%) 土地開発公社対策による貸付金の増等による増 繰出金 (+ 3.7%) 後期高齢者医療事業会計繰出金の増等による増

性質別歳出一覧 (表-6)

(単位: 百万円, %)

	平成20年度				平成19年度			
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	450,567	47.2	1,863	0.4	448,704	47.9	3,995	0.9
人件費	207,397	21.7	△2,304	△1.1	209,701	22.4	△4,564	△2.1
うち職員給	138,036	14.5	△4,162	△2.9	142,198	15.2	△3,066	△2.1
うち基本給	91,690	9.6	△2,580	△2.7	94,270	10.1	△2,376	△2.5
うちその他の手当	46,346	4.9	△1,582	△3.3	47,928	5.1	△690	△1.4
うち退職金	25,421	2.7	2,446	10.6	22,975	2.5	213	0.9
扶助費	127,983	13.4	4,553	3.7	123,430	13.2	8,218	7.1
公債費	115,187	12.1	△386	△0.3	115,573	12.3	341	0.3
投資的経費	118,330	12.4	7,948	7.2	110,382	11.8	△10,074	△8.4
普通建設事業費	118,218	12.4	8,023	7.3	110,195	11.8	△9,979	△8.3
うち補助事業費	36,177	3.8	△2,963	△7.6	39,127	4.2	△1,409	△3.5
うち単独事業費	77,975	8.2	11,323	17.0	66,535	7.1	△8,224	△11.0
その他の経費	386,040	40.4	8,964	2.4	377,076	40.3	4,411	1.2
うち物件費	126,446	13.2	△1,697	△1.3	128,143	13.7	1,498	1.2
うち補助費等	94,773	9.9	△858	△0.9	95,631	10.2	△1,832	△1.9
うち一組に対するもの	41,945	4.4	△2,138	△4.8	44,083	4.7	△1,673	△3.7
うち積立金	25,394	2.7	3,505	16.0	21,889	2.3	△3,724	△14.5
うち貸付金	17,626	1.8	3,276	22.8	14,350	1.5	6,041	72.7
うち繰出金	109,737	11.5	3,922	3.7	105,815	11.3	2,245	2.2
歳出合計	954,937	100.0	18,775	2.0	936,162	100.0	△1,668	△0.2

投資的経費の伸び率の推移 (表-7)

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
投資的経費	3.1	△9.5	△7.0	△6.1	△8.9	△2.1	△9.6	△13.7	△8.8	△9.8	△2.3	△8.4	7.2
うち普通建設事業費	3.0	△9.3	△7.3	△6.2	△8.7	△1.8	△9.7	△13.7	△9.1	△9.6	△2.4	△8.3	7.3
うち補助事業費	4.2	△16.2	10.9	△8.9	△16.1	17.1	△5.2	△6.3	△19.5	2.8	9.8	△3.5	△7.6
うち単独事業費	3.3	△8.3	△13.8	△5.0	△6.6	△8.0	△11.6	△16.0	△5.8	△15.0	△6.9	△11.0	17.0

5 財政構造

- 経常収支比率は、0.1ポイント低下し、90.8%
- 起債制限比率は、0.4ポイント低下し、9.6%
- 地方債現在高は、1.8%減の9,500億円
- 積立金現在高は、4.5%増の1,947億円
- 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担（地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高）は、2.1%減の8,799億円

（注）経常収支比率及び起債制限比率は単純平均である。

財政指標等の推移（表－8） (単位：%)

年 度	経常収支比率		起債制限比率	
	県平均	全国平均	県平均	全国平均
平成15年度	85.7	86.7	9.0	9.9
16	89.4	90.4	9.6	10.2
17	90.2	89.5	10.0	10.6
18	90.6	89.6	10.0	10.8
19	90.9	90.6	10.0	10.6
20	90.8	—	9.6	—

経常収支比率の団体分布（表－9）

		70%未満	70%以上 75%未満	75%以上 80%未満	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上	計
市	H19		1	1		7	2 3	3 2
	H20		1	1		5	2 5	3 2
町村	H19	1				3	8	1 2
	H20		1			3	8	1 2
県計	H19	1	1	1		1 0	3 1	4 4
	H20		2	1		8	3 3	4 4

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担（表－10）

（単位：百万円，%）

年 度	地方債現在高 (A)		債務負担行為の支出予定額 (B)		積立金現在高 (C)		将来の財政負担 (A) + (B) - (C)	
	現在高	伸率	金 額	伸率	現在高	伸率	金 額	伸率
平成15年度	992,202	2.8	129,845	△3.9	201,073	△4.0	920,974	3.4
16	1,008,563	1.6	127,456	△1.8	180,320	△10.3	955,699	3.8
17	1,003,719	△0.5	135,513	6.3	171,520	△4.9	967,712	1.3
18	991,837	△1.2	126,765	△6.5	181,197	5.6	937,405	△3.1
19	967,267	△2.5	117,625	△7.2	186,287	2.8	898,605	△4.1
20	949,977	△1.8	124,635	6.0	194,710	4.5	879,902	△2.1

平成20年度 主な財政分析指標等の状況

単位:千円)

	歳入総額	歳出総額	経常収支		公債費負担		実質収支		公債費		起債制限比率		地方債		積立金		財政力	
			比率	順位)	比率	順位)	比率	順位)	比率	順位)	(3か年平均)	現在高比率	残高比率	順位)	指数	順位)		
市町村計 (44)	991,932,210	954,936,560	90.8%		14.9%		4.9%		11.9%		9.6%		146.2%		31.9%		0.79	
市 計 (32)	889,342,285	857,025,362	91.0%		15.2%		4.6%		12.4%		10.0%		151.7%		29.4%		0.80	
町 村 計 (12)	102,589,925	97,911,198	90.3%		14.2%		5.6%		10.4%		8.7%		131.8%		38.7%		0.77	
1 水戸市	78,715,981	77,883,455	91.3%	24	19.1%	6	0.4%	44	15.7%	4	12.9%	3	185.6%	4	5.2%	1	0.90	33
2 日立市	61,379,083	58,597,116	91.6%	21	16.3%	14	4.1%	29	12.2%	22	10.6%	16	142.9%	29	50.3%	40	0.88	31
3 土浦市	47,392,715	46,285,643	90.9%	26	16.0%	16	3.4%	35	13.7%	14	12.5%	5	148.8%	23	44.0%	37	0.99	35
4 古河市	47,039,957	46,344,689	90.8%	28	13.4%	33	2.2%	41	10.4%	34	8.9%	28	131.7%	30	7.4%	2	0.85	29
5 石岡市	25,883,036	25,055,815	93.9%	11	15.5%	19	3.8%	33	12.9%	18	9.0%	26	154.0%	21	29.2%	24	0.67	17
6 結城市	15,939,491	15,307,563	96.4%	4	16.9%	12	5.1%	17	15.4%	5	11.0%	14	166.4%	14	24.5%	16	0.75	24
7 龍ヶ崎市	23,480,236	22,997,494	98.0%	1	16.8%	13	3.1%	38	15.1%	7	10.1%	22	203.0%	1	20.4%	10	0.80	27
8 下妻市	14,699,559	14,241,242	94.8%	8	14.7%	24	4.2%	28	12.3%	21	10.2%	21	151.8%	22	20.3%	9	0.65	15
9 常総市	21,733,422	20,964,343	92.5%	18	14.6%	25	4.4%	24	11.2%	26	8.8%	30	170.1%	9	25.2%	18	0.85	30
10 常陸太田市	23,804,232	23,204,405	91.7%	19	20.2%	4	3.0%	40	15.3%	6	11.4%	10	169.0%	10	54.2%	41	0.45	4
11 高萩市	14,058,482	13,502,865	96.2%	5	17.8%	10	6.6%	10	16.6%	2	10.9%	15	188.3%	3	24.4%	15	0.62	13
12 北茨城市	15,355,427	14,821,276	91.5%	23	19.0%	7	5.4%	15	17.4%	1	14.2%	1	168.5%	13	15.9%	6	0.70	18
13 笠間市	26,894,801	26,327,384	90.5%	32	13.8%	29	2.2%	42	9.9%	37	8.2%	35	147.7%	26	36.2%	30	0.71	20
14 取手市	35,562,305	34,757,022	90.7%	31	15.7%	17	3.1%	39	12.4%	20	10.6%	16	169.0%	11	13.4%	5	1.04	39
15 牛久市	22,249,054	21,119,842	94.5%	9	13.7%	30	5.0%	18	10.6%	31	8.1%	36	160.7%	16	38.2%	33	0.98	34
16 つば市	65,229,974	62,898,547	89.4%	35	15.0%	21	4.0%	30	11.8%	25	9.6%	25	123.7%	36	21.5%	13	1.12	41
17 ひたちなか市	45,977,601	44,438,764	90.1%	33	15.0%	20	4.3%	26	12.9%	18	11.8%	9	156.9%	20	33.0%	28	0.99	36
18 鹿嶋市	24,119,803	21,947,043	79.0%	42	13.9%	28	7.1%	6	10.1%	36	9.9%	23	82.3%	42	30.9%	26	1.36	42
19 潮来市	10,803,939	10,561,919	97.2%	3	18.0%	9	3.1%	37	14.2%	10	11.9%	6	174.9%	6	30.4%	25	0.56	10
20 守谷市	19,031,156	17,647,536	86.9%	39	13.7%	31	9.0%	2	13.1%	17	10.5%	19	157.2%	19	37.4%	32	1.03	38
21 常陸大宮市	21,587,954	20,983,180	91.5%	22	20.1%	5	3.4%	34	13.9%	13	11.9%	6	192.9%	2	25.9%	21	0.50	6
22 那珂市	17,753,421	17,164,562	92.7%	15	16.1%	15	4.7%	21	14.3%	9	11.9%	6	159.3%	18	23.7%	14	0.70	19
23 筑西市	36,354,141	34,240,440	92.5%	17	15.7%	18	8.3%	4	14.1%	11	10.6%	16	148.5%	24	20.9%	11	0.78	25
24 坂東市	18,907,002	18,172,524	92.9%	14	13.9%	26	4.8%	19	9.7%	38	8.5%	32	144.0%	28	25.7%	20	0.71	21
25 稲敷市	17,826,736	16,941,864	87.5%	36	9.9%	40	6.6%	9	6.5%	41	5.4%	41	114.6%	39	69.6%	42	0.62	14
26 かすみがうら市	15,695,006	14,391,436	90.7%	30	12.0%	38	5.3%	16	10.4%	34	7.6%	38	166.0%	15	34.0%	29	0.66	16
27 桜川市	17,066,260	16,460,392	90.8%	27	12.7%	36	3.9%	32	10.6%	31	8.3%	34	128.8%	32	31.1%	27	0.55	9
28 神栖市	37,669,884	35,500,268	74.2%	44	7.2%	43	5.9%	13	3.4%	43	3.1%	43	75.3%	43	37.4%	31	1.61	43
29 行方市	16,270,204	15,678,511	92.6%	16	18.1%	8	4.4%	25	15.9%	3	12.6%	4	172.0%	7	25.9%	22	0.49	5
30 銚田市	18,024,919	17,132,145	87.5%	37	14.9%	22	6.0%	12	12.2%	22	9.7%	24	159.7%	17	45.0%	38	0.50	7
31 つばみらい市	14,291,190	13,553,006	94.2%	10	13.4%	34	6.9%	7	11.0%	29	8.9%	28	125.4%	34	26.9%	23	0.79	26
32 小美玉市	18,545,314	17,903,071	87.2%	38	12.6%	37	4.6%	22	10.9%	30	8.8%	30	114.9%	38	12.6%	3	0.71	22
33 茨城町	10,094,997	9,758,188	85.9%	41	13.9%	27	4.2%	27	11.2%	26	11.1%	13	124.6%	35	24.6%	17	0.58	12
34 大洗町	7,406,418	7,038,613	94.9%	7	10.1%	39	8.5%	3	9.6%	39	7.5%	39	146.7%	27	21.3%	12	0.83	28
35 城里町	9,378,030	9,227,891	89.7%	34	20.8%	3	1.3%	43	14.6%	8	10.5%	19	182.1%	5	41.3%	34	0.42	2
36 東海村	18,449,886	17,832,004	74.8%	43	5.8%	44	3.9%	31	2.9%	44	3.1%	43	59.4%	44	99.0%	44	1.85	44
37 大子町	9,884,526	8,974,101	91.3%	25	21.2%	2	9.1%	1	14.1%	11	13.6%	2	148.0%	25	13.3%	4	0.34	1
38 美浦村	5,929,811	5,717,201	95.1%	6	8.5%	42	5.6%	14	5.0%	42	4.7%	42	120.7%	37	41.5%	35	1.09	40
39 阿見町	13,633,845	12,890,353	97.5%	2	17.1%	11	4.7%	20	13.5%	15	11.3%	11	125.9%	33	41.6%	36	1.02	37
40 河内町	4,205,008	3,972,367	93.0%	13	9.4%	41	6.4%	11	7.7%	40	5.9%	40	91.9%	41	25.7%	19	0.44	3
41 八千代町	6,921,203	6,474,851	90.8%	29	13.3%	35	8.2%	5	11.9%	24	8.4%	33	130.2%	31	17.9%	8	0.57	11
42 五霞町	3,700,360	3,504,946	86.5%	40	21.9%	1	6.7%	8	13.2%	16	11.3%	11	168.7%	12	50.0%	39	0.89	32
43 境町	7,510,972	7,231,683	91.6%	20	13.5%	32	4.5%	23	10.5%	33	8.1%	36	172.0%	8	17.1%	7	0.72	23
44 利根町	5,474,869	5,289,000	93.2%	12	14.8%	23	3.3%	36	11.1%	28	9.0%	26	110.8%	40	71.3%	43	0.52	8

※「市町村計」「市計」「町村計」の数値はすべて単純平均である。

※順位は指標上好きくない方からの順位である。

ただし、実質収支比率(3~5%程度が望ましい)は比率が高い方からの順位である。

平成20年度市町村公営企業決算の概要について

1 事業数

- 地方公営企業決算の対象事業数は、平成20年度末現在204事業（法適用企業61・法非適用企業143）で、事業廃止等により前年度末に比べ3事業の減（法非適用企業1増4減）
- 事業数を事業別にみると、下水道事業が103事業と最も多く、次いで、上水道事業43事業、宅地造成事業17事業の順
（地方公営企業を運営している団体数は、平成20年度末現在44市町村、8一部事務組合等）

事業数一覧

（単位：事業数）

区分	平成20年度 (A)		平成19年度 (B)	対前年度増減数 (A) - (B)	
		構成比			
法適用企業	上水道	43	21.1%	43	0
	工業用水道	9	4.4%	9	0
	病院	7	3.4%	7	0
	下水道	2	1.0%	2	0
	小計	61	29.9%	61	0
法非適用企業	簡易水道	5	2.5%	6	△1
	下水道	101	49.4%	100	1
	市場	7	3.4%	7	0
	と畜場	—	—	1	△1
	観光その他	3	1.5%	3	0
	宅地造成	17	8.3%	18	△1
	駐車場	5	2.5%	5	0
	介護サービス	5	2.5%	6	△1
小計	143	70.1%	146	△3	
合計	204	100.0%	207	△3	

(注) 1 各年度の事業数は、年度末の数値であり、建設中の事業を含む。

- 2 「介護サービス」事業とは、保険運営に係る介護保険事業会計ではなく、市町村が運営する介護サービス事業のうち指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び指定訪問看護ステーションに係るものである。

事業数の推移（過去5年間）

（単位：事業数）

年度	区分		計	対前年度 増減数
	法適	非適		
平成16年度	80	167	247	△54
平成17年度	64	144	208	△39
平成18年度	62	145	207	△1
平成19年度	61	146	207	0
平成20年度	61	143	204	△3

2 決算規模

- 決算規模は、2,631億66百万円で、公的資金補償金免除繰上償還に伴う資本的支出（企業債償還金）の増加により、前年度に比べ9億20百万円、0.4%の増
- 法適用企業では、資本的支出（建設投資）及び経常費用（支払利息、職員給与費等）の減少等により、前年度に比べ40億67百万円、3.5%の減
- 法非適用企業では、資本的支出（企業債償還金）の増加等により、前年度に比べ49億87百万円、3.4%の増
- 決算規模を事業別にみると、下水道事業が1,459億11百万円と最も多く、次いで上水道事業907億27百万円、病院事業112億57百万円の順

事業別決算規模一覧

(単位：百万円)

区分	平成20年度		平成19年度 (B)	対前年度増減額 (A) - (B) (C)	対前年度 増減率 (C) / (B) * 100	
	(A)	構成比				
法適用企業	上水道	90,727	34.5%	92,453	△1,726	△1.9%
	工業用水道	1,647	0.6%	982	665	67.7%
	病院	11,257	4.3%	13,175	△1,918	△14.6%
	下水道	9,932	3.8%	11,020	△1,088	△9.9%
	小計	113,563	43.2%	117,630	△4,067	△3.5%
法非適用企業	簡易水道	1,980	0.8%	1,701	279	16.4%
	下水道	135,979	51.6%	131,165	4,814	3.7%
	市場	1,160	0.4%	1,160	0	0.0%
	と畜場	—	—	952	△952	△100.0%
	観光その他	796	0.3%	749	47	6.3%
	宅地造成	7,275	2.8%	7,058	217	3.1%
	駐車場	1,360	0.5%	743	617	83.0%
	介護サービス	1,053	0.4%	1,088	△35	△3.2%
小計	149,603	56.8%	144,616	4,987	3.4%	
合計	263,166	100.0%	262,246	920	0.4%	

(注) 決算規模の算出は、次のとおりとした。

法適用企業：経常費用－減価償却費＋資本的支出

法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋前年度繰上充用金

普通会計に対する企業会計の決算規模比較（過去5年間）

(単位：百万円)

年度	普通会計		公営企業会計		決算規模の割合 (B) / (A) * 100
	決算規模 (A)	対前年度 増減率 %	決算規模 (B)	対前年度 増減率 %	
平成16年度	944,761	△0.05%	248,666	△1.3%	26.3%
平成17年度	941,488	△0.3%	228,652	△8.0%	24.3%
平成18年度	937,830	△0.3%	219,967	△3.8%	23.5%
平成19年度	936,162	△0.1%	262,246	19.2%	28.0%
平成20年度	991,932	1.9%	263,166	0.4%	26.5%

3 経営状況

(1) 収支状況

- 収支状況は、黒字事業174事業（前年度172事業）、赤字事業24事業（前年度28事業）となっている。
- なお、赤字事業の割合は12.1%で、主に上水道事業において赤字事業（3事業）が減少したことにより、前年度の14.0%に比べ1.9ポイントの低下
- 一般会計等からの基準外繰入金を除いた実質ベースでみると、赤字事業が76事業と、全体の4割弱（38.4%）に増加

事業別収支状況一覧

(単位：事業数)

区 分	平成20年度 (A)			平成19年度 (B)			対前年度増減数 (A) - (B)			
	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	
法適用企業	上水道	33 (27)	10 (16)	43	30 (22)	13 (21)	43	3 (5)	△3 (△5)	0
	工業用水道	7 (6)	1 (2)	8	6 (6)	2 (2)	8	1 (0)	△1 (0)	0
	病院	4 (0)	3 (7)	7	3 (0)	4 (7)	7	1 (0)	△1 (0)	0
	下水道	2 (1)	0 (1)	2	2 (1)	0 (1)	2	0 (0)	0 (0)	0
	小 計	46 (34)	14 (26)	60	41 (29)	19 (31)	60	5 (5)	△5 (△5)	0
法非適用企業	簡易水道	3 (2)	2 (3)	5	5 (2)	1 (4)	6	△2 (0)	1 (△1)	△1
	下水道	95 (65)	4 (34)	99	96 (66)	2 (32)	98	△1 (△1)	2 (2)	1
	市場	6 (5)	1 (2)	7	6 (5)	1 (2)	7	0 (0)	0 (0)	0
	と畜場	— (—)	— (—)	—	0 (0)	1 (1)	1	0 (0)	△1 (△1)	△1
	観光その他	3 (1)	0 (2)	3	3 (0)	0 (3)	3	0 (1)	0 (△1)	0
	宅地造成	13 (11)	1 (3)	14	12 (10)	2 (4)	14	1 (1)	△1 (△1)	0
	駐車場	4 (3)	1 (2)	5	5 (4)	0 (1)	5	△1 (△1)	1 (1)	0
	介護サービス	4 (1)	1 (4)	5	4 (3)	2 (3)	6	0 (△2)	△1 (1)	△1
	小 計	128 (88)	10 (50)	138	131 (90)	9 (50)	140	△3 (△2)	1 (0)	△2
合 計	174 (122)	24 (76)	198	172 (119)	28 (81)	200	2 (3)	△4 (△5)	△2	
全体に占める割合	87.9% (61.6%)	12.1% (38.4%)	—	86.0% (59.5%)	14.0% (40.5%)	—	—	—	—	

(注) 1 黒字・赤字の判断は、法適用企業にあつては経常損益、法非適用企業にあつては収益的収支による。

2 ()は、収益的収入への一般会計からの基準外繰入金を差し引いた場合の収支の状況である。

3 建設中の事業は除くため、事業数とは一致しない事業がある。

(2) 収支額

- 収支額は、事業全体では195億17百万円の黒字で、前年度に比べ19億89百万円の増
- 収支額を事業別にみると、病院事業のみ赤字が続いており、赤字額は5億49百万円
- 一般会計からの収益的収入への繰入金339億31百万円のうち基準外繰入金が87億63百万円となっており、工業用水道事業、下水道事業（法適用企業）等においては基準外の繰入金により収支が黒字となっている状況

事業別収支額一覧

(単位：百万円)

区 分		平成 20 年度 (A)	収益的収入への繰入金 (基準外繰入金)	平成 19 年度 (B)	対前年度増減額 (A) - (B)
法 適 用 企 業	上水道	1,791	2,892 (1,218)	2,214	△423
	工業用水道	1	138 (138)	△7	8
	病院	△549	2,356(1,374)	△238	△311
	下水道	341	672 (434)	326	15
	小 計	1,584	6,058(3,164)	2,295	△711
法 非 適 用 企 業	簡易水道	205	270 (126)	106	99
	下水道	13,476	25,645(4,460)	11,738	1,738
	市場	258	128 (16)	248	10
	と畜場	—	— (—)	△17	17
	観光その他	217	372 (372)	210	7
	宅地造成	2,829	453 (453)	2,658	171
	駐車場	929	867 (34)	274	655
	介護サービス	19	138 (138)	16	3
	小 計	17,933	27,873(5,599)	15,233	2,700
合 計	19,517	33,931(8,763)	17,528	1,989	

(注) 収支額は、法適用企業あつては経常損益、法非適用企業あつては収益的収支による。

4 建設投資額

- 建設投資額は、731億53百万円で、建設改良事業の完了等による事業量の減少により、前年度に比べ44億6百万円、5.7%の減
- 建設投資額を事業別にみると、下水道事業506億83百万円と最も多く、次いで上水道事業179億54百万円、宅地造成事業31億57百万円の順

事業別建設投資額一覧

(単位：百万円)

区 分	平成20年度		平成19年度 (B)	対前年度増減額 (A) - (B) (C)	対前年度 増減率 (C) / (B) * 100	
	(A)	構成比				
法 適 用 企 業	上水道	17,954	24.6%	19,379	△1,425	△7.4%
	工業用水道	167	0.2%	136	31	22.8%
	病院	378	0.5%	566	△188	△33.2%
	下水道	1,582	2.2%	1,646	△64	△3.9%
	小 計	20,081	27.5%	21,727	△1,646	△7.6%
法 非 適 用 企 業	簡易水道	604	0.8%	430	174	40.5%
	下水道	49,101	67.1%	51,773	△2,672	△5.2%
	市場	48	0.1%	43	5	11.6%
	と畜場	—	—	2	△2	△100.0%
	観光その他	162	0.2%	60	102	170.0%
	宅地造成	3,157	4.3%	3,524	△367	△10.4%
	駐車場	0	0.0%	0	0	0.0%
	介護サービス	0	0.0%	0	0	0.0%
小 計	53,072	72.5%	55,832	△2,760	△4.9%	
合 計	73,153	100.0%	77,559	△4,406	△5.7%	

(注) 建設投資額とは、資本的支出のうち建設改良費である。

建設投資額（事業全体）の推移（過去5年間） (単位：百万円)

年度	建設投資額	対前年度増減率
平成16年度	98,314	△7.5%
平成17年度	75,746	△23.0%
平成18年度	70,217	△7.3%
平成19年度	77,559	10.5%
平成20年度	73,153	△5.7%

5 企業債現在高

- 企業債現在高は、8,887億4百万円で、事業量の減少による企業債発行額の減等により、平成16年度をピークに毎年度減少しており、前年度に比べ84億38百万円、0.9%の減
- 企業債現在高を事業別にみると、下水道事業が6,435億70百万円で最も多く、次いで上水道事業2,150億32百万円、宅地造成事業115億55百万円の順

事業別企業債現在高一覧

(単位：百万円)

区 分	平成20年度		平成19年度 (B)	対前年度増減額 (A) - (B) (C)	対前年度 増減率 (C) / (B) * 100	
	(A)	構成比				
法 適 用 企 業	上水道	215,032	24.2%	221,728	△6,696	△3.0%
	工業用水道	4,508	0.5%	4,824	△316	△6.6%
	病院	4,090	0.5%	3,566	524	14.7%
	下水道	26,474	3.0%	29,207	△2,733	△9.4%
	小 計	250,104	28.2%	259,325	△9,221	△3.6%
法 非 適 用 企 業	簡易水道	4,727	0.5%	4,883	△156	△3.2%
	下水道	617,096	69.5%	613,085	4,011	0.7%
	市場	1,879	0.2%	2,188	△309	△14.1%
	と畜場	—	—	0	0	0.0%
	観光その他	341	0.0%	625	△284	△45.4%
	宅地造成	11,555	1.3%	12,917	△1,362	△10.5%
	駐車場	2,747	0.3%	3,840	△1,093	△28.5%
	介護サービス	255	0.0%	279	△24	△8.6%
小 計	638,600	71.8%	637,817	783	0.1%	
合 計	888,704	100.0%	897,142	△8,438	△0.9%	

(注) 企業債とは、地方公営企業の建設・改良事業に要する資金に充てるために起こす地方債をいう。

企業債現在高（事業全体）の推移（過去5年間） (単位：百万円)

年度	企業債現在高	対前年度増減率
平成16年度	913,871	0.7%
平成17年度	908,387	△0.6%
平成18年度	903,484	△0.5%
平成19年度	897,142	△0.7%
平成20年度	888,704	△0.9%

6 一般会計等繰入金

- 一般会計等繰入金は、540億55百万円で、と畜場事業の廃止、上水道事業及び宅地造成事業への繰入金の減少等により、前年度に比べ27億53百万円、4.8%の減
- 繰入金の内訳は、収益的収入への繰入金が339億31百万円(62.8%)、資本的収入への繰入金が201億24百万円(37.2%)
- 一般会計等繰入金を事業別にみると、下水道事業が411億77百万円で最も多く、次いで上水道事業44億18百万円、病院事業28億44百万円の順

事業別繰入金の状況一覧

(単位：百万円)

区分	平成20年度				平成19年度 (B)	対前年度 増減額 (A)-(B) (C)	対前年度 増減率 (C)/(B)* 100	
	(A)	構成比	(A)のうち収益的収入への繰入金 ()内基準外繰入	(A)のうち資本的収入への繰入金 ()内基準外繰入				
法適用企業	上水道	4,418	8.2%	2,892(1,218)	1,526(594)	5,272	△854	△16.2%
	工業用水道	245	0.5%	138(138)	107(107)	281	△36	△12.8%
	病院	2,844	5.3%	2,356(1,374)	488(200)	3,232	△388	△12.0%
	下水道	3,104	5.7%	672(434)	2,432(2,261)	3,310	△206	△6.2%
	小計	10,611	19.7%	6,058(3,164)	4,553(3,162)	12,095	△1,484	△12.3%
法非適用企業	簡易水道	618	1.1%	270(126)	348(191)	696	△78	△11.2%
	下水道	38,073	70.5%	25,645(4,460)	12,428(8,233)	38,364	△291	△0.8%
	市場	264	0.5%	128(16)	136(83)	266	△2	△0.8%
	と畜場	-	-	-(-)	-(-)	674	△674	△100.0%
	観光その他	449	0.8%	372(372)	77(77)	521	△72	△13.8%
	宅地造成	2,828	5.2%	453(453)	2,375(2,375)	3,660	△832	△22.7%
	駐車場	1,051	1.9%	867(34)	184(184)	397	654	164.7%
	介護サービス	161	0.3%	138(138)	23(23)	135	26	19.3%
	小計	43,444	80.3%	27,873(5,599)	15,571(11,166)	44,713	△1,269	△2.8%
合計	54,055	100.0%	33,931(8,763)	20,124(14,328)	56,808	△2,753	△4.8%	

【参考：普通会計に占める基準外繰入金の割合】

○平成20年度 2.3% (平成19年度2.8%)

$$\left[\begin{array}{l} \text{H20 普通会計決算規模} \quad 991,932 \text{ 百万円} \quad \text{H20 基準外繰入金総額} \quad 23,091 \text{ 百万円} \\ @23,091/991,932 * 100=2.33 \end{array} \right.$$

○一般会計繰入金

公営企業に対しては、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、一般会計から繰入(負担・補助等)を行っている場合があり、その運用上の基準としては、総務省から繰入金に関する通知が出され、一般会計が負担等するべき経費や基準等が示されている。(「平成20年度の地方公営企業繰入金について」通知)

- ・基準内繰入金：繰出基準に基づき、一般会計が負担・補助等する必要な経費として、財政措置(交付税措置)が認められる繰入金。
- ・基準外繰入金：繰出基準に基づかない基準外の繰入金であり、必要以上の繰入金とみなされる。財政措置がないため、運用に当たってはより慎重であることが必要。

平成20年度市町村健全化判断比率等の概要について

- 実質赤字比率
前年度同様、実質赤字額がある市町村はない。
- 連結実質赤字比率
前年度同様、連結実質赤字額がある市町村はない。
- 実質公債費比率
 - ・ 公債費支出の減等により、0.4ポイント減の12.8%
 - ・ 早期健全化基準25%以上となった市町村はないが、地方債許可団体となる18%以上となったのは、2市町（五霞町19.7%、下妻市18.5%）
- 将来負担比率
 - ・ 地方債現在高の減等により、9.5ポイント減の95.7%
 - ・ 早期健全化基準350%以上となった市町村はない。
- 公営企業における資金不足比率
 - ・ 前年度同様、北茨城市立総合病院事業会計のみ資金不足額を計上（公立病院特例債の活用により18.5ポイント減の1.8%）
 - ・ 経営健全化基準20%以上となった公営企業はない。

（注1）実質公債費比率及び将来負担比率は加重平均である。

（注2）健全化判断比率（資金不足比率）が早期健全化基準（経営健全化基準）以上である場合には、財政健全化計画（経営健全化計画）を定めなければならない。

健全化判断比率の推移

（単位：％）

年 度	実質公債費比率		将来負担比率	
	県平均	全国平均	県平均	全国平均
平成19年度	13.2	12.3	105.2	110.4
20	12.8	—	95.7	—

平成20年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率の状況 暫定値)

単位 :%)

市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率 ※早期健全化基準25%	(順位)	将来負担比率	
		早期健全化基準		早期健全化基準			※早期健全化基準350%	(順位)
水戸市	—	11.25	—	16.25	14.9	15	156.4	4
日立市	—	11.51	—	16.51	7.6	40	22.2	41
土浦市	—	11.88	—	16.88	11.6	36	61.3	35
古河市	—	11.98	—	16.98	12.3	33	133.2	11
石岡市	—	12.63	—	17.63	14.1	20	116.8	23
結城市	—	13.33	—	18.33	17.3	4	120.3	22
龍ヶ崎市	—	12.82	—	17.82	12.1	34	85.7	28
下妻市	—	13.32	—	18.32	18.5	2	128.3	14
常総市	—	12.82	—	17.82	12.7	28	129.0	13
常陸太田市	—	12.72	—	17.72	13.7	21	78.6	30
高萩市	—	13.94	—	18.94	12.6	30	197.6	1
北茨城市	—	13.39	—	18.39	15.3	10	129.4	12
笠間市	—	12.64	—	17.64	13.7	21	121.8	20
取手市	—	12.21	—	17.21	12.0	35	89.0	27
牛久市	—	12.91	—	17.91	6.2	43	20.6	42
つくば市	—	11.33	—	16.33	13.6	23	100.4	26
ひたちなか市	—	11.90	—	16.90	13.0	27	81.7	29
鹿嶋市	—	12.56	—	17.56	13.1	26	54.8	37
潮来市	—	13.98	—	18.98	13.2	25	73.6	34
守谷市	—	13.20	—	18.20	12.5	32	47.5	38
常陸大宮市	—	12.81	—	17.81	15.1	13	126.2	16
那珂市	—	13.10	—	18.10	14.4	18	120.8	21
筑西市	—	12.11	—	17.11	17.6	3	110.5	25
坂東市	—	12.99	—	17.99	10.9	38	74.0	33
稲敷市	—	13.00	—	18.00	11.6	36	55.2	36
かすみがうら市	—	13.28	—	18.28	12.6	30	122.4	19
桜川市	—	13.13	—	18.13	15.4	9	156.2	5
神栖市	—	11.94	—	16.94	7.5	41	37.9	39
行方市	—	13.27	—	18.27	16.3	6	144.7	8
鉾田市	—	13.02	—	18.02	13.5	24	141.0	10
つくばみらい市	—	13.34	—	18.34	15.3	10	122.9	18
小美玉市	—	13.07	—	18.07	15.1	13	124.9	17
茨城町	—	14.07	—	19.07	14.7	16	141.8	9
大洗町	—	15.00	—	20.00	7.5	41	75.3	32
城里町	—	14.11	—	19.11	17.0	5	167.5	3
東海村	—	12.94	—	17.94	3.7	44	—	44
大子町	—	14.41	—	19.41	15.2	12	126.9	15
美浦村	—	15.00	—	20.00	9.5	39	78.6	30
阿見町	—	13.41	—	18.41	12.7	28	29.2	40
河内町	—	15.00	—	20.00	14.6	17	116.3	24
八千代町	—	14.96	—	19.96	16.3	6	149.4	6
五霞町	—	15.00	—	20.00	19.7	1	149.0	7
境町	—	14.71	—	19.71	14.2	19	185.6	2
利根町	—	15.00	—	20.00	16.3	6	11.6	43
平均	—		—		12.8		95.7	

資金不足が生じた公営企業の状況 暫定値) ※経営健全化基準 20%

単位 :千円, %)

団体名	特別会計名	資金不足額	資金不足比率
北茨城市	総合病院事業会計	53,893	1.8

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「—」で表示している。

※ 実質公債費比率及び将来負担比率の平均は、加重平均である。

※ 9月4日現在の暫定値であり、今後、数値の変更が生じる場合がある。

※ 順位は指標上好ましくない方からの順位である。

(参 考)

市町村の会計区分について

地方公共団体の会計には、一般会計のほか多くの特別会計が設置されている。特別会計の設置については、地方財政法等の規定により設置しているもののほか、団体が条例により自主的に設置しているものもあり、団体間の画一性を欠いているのが現状である。

そこで、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるよう、会計の区分を次のとおりとしている。

1 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、一般会計の中で公営事業会計の収支を経理している場合においては、これにかかる一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱う。

2 公営事業会計

公営事業会計とは、地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいうものであり、次のように分類されている。

(1) 公営企業会計

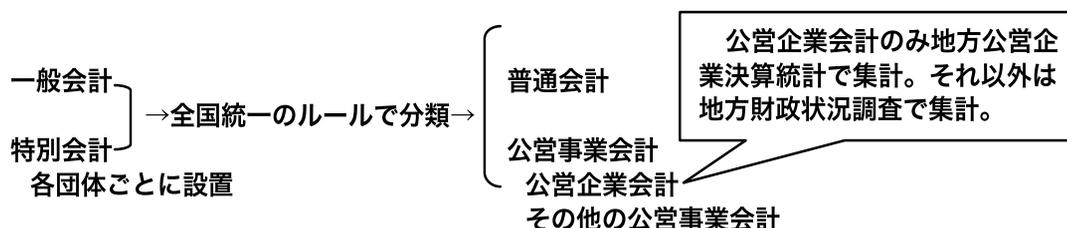
- ① 水道事業
- ② 工業用水道事業
- ③ 電気事業
- ④ 簡易水道事業
- ⑤ 病院事業
- ⑥ 市場事業
- ⑦ と畜場事業
- ⑧ 観光施設事業
- ⑨ 宅地造成事業
- ⑩ 下水道事業
- ⑪ 駐車場整備事業
- ⑫ 介護サービス事業
- ⑬ その他公営企業法の全部又は一部を適用している事業

(2) 収益事業会計

- (3) 国民健康保険事業会計
- (4) 老人保健医療事業会計
- (5) 後期高齢者医療事業会計
- (6) 介護保険事業会計
- (7) 農業共済事業会計
- (8) 交通災害共済事業会計
- (9) その他

ここに述べた会計の中で公営企業会計については地方公営企業決算統計として取りまとめており、公営企業会計以外の公営事業会計と普通会計については地方財政状況調査として集計している。

(概略図)



用語の解説

◎ 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは、地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業及び交通災害共済事業に係る会計の総称。

◎ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。

標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

なお、平成 20 年度決算から、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の算出に係る標準財政規模と同様に、臨時財政対策債発行可能額を含めることとなった。

◎ 基準財政収入額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。

◎ 基準財政需要額

地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額。

基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として普通交付税が交付される。

◎ 地方公営企業

地方公共団体が経営する事業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入で賄うものをいい、法適用企業と法非適用企業に分類される。

◎ 法適用企業

公営企業のうち地方公営企業法の全部又は財務規定等の一部を適用しているものをいう。

◎ 法非適用企業

公営企業のうち地方公営企業法の規定を適用していないものをいう。

《指標》

◎ 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額。

◎ 実質収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額。地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標となる。黒字額はおおむね標準財政規模の3～5%程度が望ましい。

実質収支＝形式収支（歳入総額－歳出総額）－翌年度に繰り越すべき財源（繰越明許費等繰越額－繰越事業に伴う未収入特定財源）

◎ 単年度収支

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を把握するための指標。

単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

◎ 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金積立額及び地方債繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金取崩し額）を差し引いた額。当該年度のみの実質的な収支を把握するための指標。

実質単年度収支＝単年度収支＋財調基金積立額＋地方債繰上償還額－財調基金取崩額

◎ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額（標準的に収入しうると考えられる地方税等）の基準財政需要額（地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政運営を行った場合に要する財政需要を示す額）に対する割合で過去3年間の平均値。1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

財政力指数＝
$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{過去3か年平均})$$

《指標》

◎ 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額。

◎ 実質収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額。地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標となる。黒字額はおおむね標準財政規模の3～5%程度が望ましい。

実質収支＝形式収支（歳入総額－歳出総額）－翌年度に繰り越すべき財源（繰越明許費等繰越額－繰越事業に伴う未収入特定財源）

◎ 単年度収支

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を把握するための指標。

単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

◎ 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金積立額及び地方債繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金取崩し額）を差し引いた額。当該年度のみの実質的な収支を把握するための指標。

実質単年度収支＝単年度収支＋財調基金積立額＋地方債繰上償還額－財調基金取崩額

◎ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額（標準的に収入しうると考えられる地方税等）の基準財政需要額（地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政運営を行った場合に要する財政需要を示す額）に対する割合で過去3年間の平均値。1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

財政力指数＝
$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{過去3か年平均})$$

◎ 公債費比率

公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合。

$$\text{公債費比率 (\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源等額 (繰上償還・転貸償還分除く) - 災害復旧費等に係る基準財政需要額}}{\text{標準財政規模 - 災害復旧費等に係る基準財政需要額}} \times 100 (\%)$$

◎ 地方債現在高比率

将来、償還すべき地方債現在高の標準財政規模に対する割合。適正水準についての明確な基準等はないが、全国的な傾向や類似団体との比較を行いながら、年度別の推移、将来の見通し等に注意していく必要がある。

$$\text{地方債現在高比率 (\%)} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

◎ 積立金残高比率

基金残高の標準財政規模に対する割合。

$$\text{積立金残高比率 (\%)} = \frac{\text{積立金残高}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

◎ 実質赤字比率

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合。

早期健全化基準は財政規模に応じ 11.25%～15%、財政再生基準は 20%

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◎ 連結実質赤字比率

すべての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合。

早期健全化基準は財政規模に応じ 16.25%～20%、財政再生基準は 30%

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◎ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合。

一般会計等の借入金である地方債の償還金に加え、一部事務組合の地方債の償還金への負担金や公営企業の地方債の償還金への一般会計等からの繰出金等公債費相当部分を幅広く捉える。

早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であり、基準以上になると起債の一部が制限される。また、18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債にあたり許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad (\text{過去3か年平均})$$

◎ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

・ 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方債を財源とすることができる経費）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

◎ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

《歳入》

◎ 一般財源

財源の用途が特定されず，どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には，地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金等をいう。

◎ 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき，国が地方公共団体に対して支出する負担金，委託費，特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

◎ 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと，都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

◎ 地方交付税

国税のうち所得税，法人税，酒税，消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし，地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう，一定の基準により国が交付するもの。

これにより，経済発展の地域的要因による税収の不均衡を是正し，すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

◎ 普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり，94%相当額が普通交付税，6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが，特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

◎ 地方譲与税

国税として徴収し，そのまま地方公共団体に対して譲与する税。実質的には地方公共団体の財源とされているものについて，課税の便宜その他の事情から，徴収事務を国が代行している。具体的には，地方道路譲与税，自動車重量譲与税等がある。

◎ 地方特例交付金等

①児童手当特例交付金（児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応して交付），②減収補てん特例交付金（個人住民税における住宅ローン減税に伴う減収を補てん），③特別交付金（恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金が廃止されたことに伴う経過措置）及び④地方税等減収補てん臨時交付金（道路特定財源の暫定税率の失効期間中における減収を補てんするための平成20年度限りの措置）をいうものであり，全地方公共団体を対象として交付される。

◎ 地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。

◎ 臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債であり、地方交付税の振替えとしての性格を持ち、一般財源と同様に活用できる。

◎ 減収補てん債

地方税の収入額が、基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額（標準税収入額）を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。

なお、減収補てん債（特例分）は、減収額の範囲内で建設事業以外の経費にも充てることができる。

《歳出》

◎ 義務的経費

職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など、地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。

◎ 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

◎ 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

◎ 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

◎ 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法により、予算の一部として定めることとされている。

《基金》

◎ 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

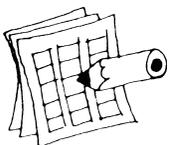
◎ 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

一般社団法人 茨城県地方自治研究センター役員

理事長	吉成好信 (代表理事)	理事	柴山章
副理事長	鈴木博久	理事	菊池正則
副理事長	帯刀治	理事	岡崎不忘
専務理事	千歳益彦	理事	岡野孝男
常務理事	本田佳行	理事	飯田正美
理事	堀良通	理事	波多昭治
理事	黒江正臣	理事	内山一
理事	佐川康弘	監事	木村重雄
理事	根本陸男	監事	石松俊雄

編集後記



・昨年9月に誕生した連立政権（民主・社民・国民新）は『コンクリートから人へ』、『地域主権』の政治理念に基づき2010年度政府予算・地方財政計画を策定しましたが、予想以上の歳入（国税・地方税）の不足と、戦後初めて、税収を上回る国債の発行という状況に直面しています。

- ・本号には、上月良祐茨城県副知事様から論文「分権時代の自治体戦略—茨城県の挑戦—」をご寄稿いただきました。国と自治体との役割分担・財源配分、市町村合併・道州制の現状と課題及び地方分権に向けての行政と住民共同の取り組みの意義と必要性が述べられています。
- ・「わがまち・わがむら」には、阿久津藤男城里町長様からご寄稿いただきました。

自治権いばらき

No.99 2010年5月15日発行

発行所 一般社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206
編集・発行人 吉成好信
印刷 凸紋字
水戸市栗崎町1242 TEL 029-269-2307